

平成30年度島根支部事業実施状況（上期）

平成30年度 島根支部事業推進状況(数値目標まとめ) (P1～)
Ⅰ．基盤的保険者機能関係 (P2～)
Ⅱ．戦略的保険者機能関係 (P13～)

平成30年10月26日 平成30年度第3回評議会



全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

平成30年度 島根支部事業推進状況（数値目標まとめ）

KPI(重要業績評価指標)

KPI No.	項目	担当G	KPI	実績		前年度末実績
1-(2)	レセプト点検査定率(内容点検)	レセプト	0.353%以上	0.366%	H30.9末	0.353%
1-(3)	柔整3部位かつ月15日以上施術の申請割合	業務	0.38%以下	0.32%	H30.9末	0.38%
1-(4)①	資格喪失後1か月以内の保険証回収率	レセプト	97.0%以上	95.52%	H30.8末	96.51%
1-(4)②	返納金(資格喪失後受診)回収率	レセプト	76.94%以上	9.28%	H30.8末	76.94%
1-(4)③	医療給付費のうち返納金(資格喪失後受診)の割合	レセプト	0.031%以下	0.098%	H30.8末	0.031%
1-(5)①	サービススタンダード達成状況	業務	100%	100%	H30.9末	100%
1-(5)②	各種申請書の郵送化率	業務	87.0%以上	87.2%	H30.9末	85.3%
1-(6)	限度額適用認定証の使用割合	業務	83.0%以上	79.0%	H30.6末	77.0%
1-(7)	被扶養者資格再確認の提出率	業務	91.0%以上	89.80%	H30.9.20	90.76%
2-(2)㊸ア	生活習慣病予防健診実施率(請求ベース)	保健	62.0%以上	20.8%	H30.9末	53.9%
2-(2)㊸イ	事業者健診データ取得率	保健	11.0%以上	5.4%	H30.8末	6.5%
2-(2)㊸ウ	被扶養者の特定健診受診率(請求ベース)	保健	34.0%以上	6.1%	H30.7末	25.4%
2-(2)④	特定保健指導実施率	保健	27.2%以上	6.7%	H30.7末	18.9%
2-(2)⑤	受診勧奨後3か月以内の受診割合	保健	15.0%以上		未確定	未確定
2-(3)①	広報活動における加入者理解率	企総	30.1%以上		未確定	未確定
2-(3)②	健康保険委員の力カバー率※	企総	60.0%以上	61.82%	H30.9末	56.24%
2-(4)	ジェネリック医薬品使用割合	企総	76.9%以上	78.2%	H30.5末	77.1%

※カバー率…全被保険者のうち健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合

赤字はインセンティブ制度の評価指標です。

実績は判明時点での数値を掲載しております。

「KPI No.」は事業計画と対応した項目番号です。

支部独自目標

項目	目標	実績	
健康保険委員委嘱者数	2,300人(上期2,200人)	2,202人	H30.9末
メールマガジン登録件数	1,800件(上期1,700件)	1,705件	H30.9末
事業所訪問件数	228件	126件	H30.9末
事業所訪問による健康宣言獲得数	120件	83件	H30.9末
健康宣言事業所数	700件(上期600件)	634件	H30.9末

I . 基盤的保險者機能關係

1. 効果的なレセプト点検の推進

KPI No.	項目	KPI	実績
1－(2)	レセプト点検査定率 (内容点検)	0.353%以上	0.366%(H30.9末)

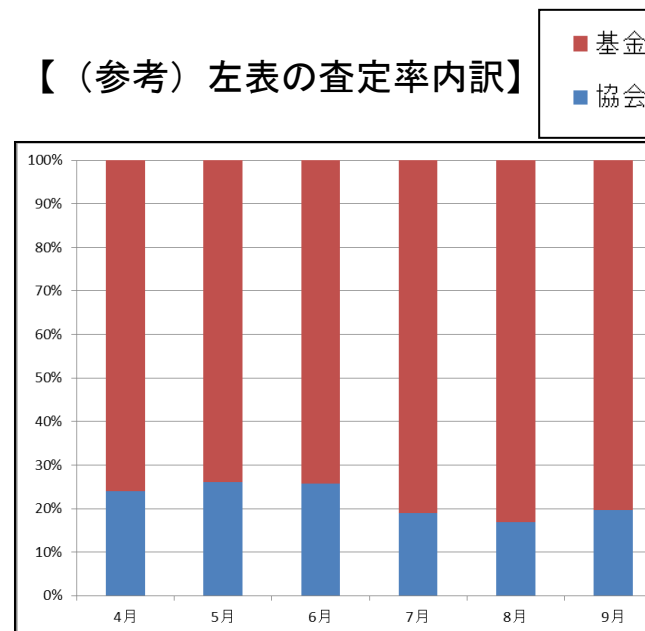
(1) 医療費適正化を図るため、レセプトの資格、外傷、内容の各点検を実施

- 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の徹底
- 点検技術の底上げのための点検員研修の実施
- 点検員会議（毎月）による査定事例の集約及び共有化
- 点検員のスキル向上のための勉強会の開催（毎月）
- 支払基金との定例打ち合わせ会の実施（毎月）

【内容点検査定金額状況（平成30年9月末時点）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
査定金額 目標	2,534,352	2,998,221	2,956,744	2,714,162	3,379,136	2,956,744
査定金額	2,579,100	2,494,000	2,153,750	2,045,800	2,292,310	2,285,960
対目標金額	+ 44,748	▲ 504,221	▲ 802,994	▲ 668,362	▲ 1,086,826	▲ 670,784
対前年金額	▲ 701,700	+ 95,610	▲ 549,090	▲ 1,309,900	▲ 110,770	▲ 644,820
(前年同月)	3,280,800	2,398,390	2,702,840	3,355,700	2,403,080	2,930,780
KPI 査定率 (※)	0.276%	0.256%	0.307%	0.357%	0.296%	0.410%
合計	0.328%	0.319%	0.296%	0.386%	0.386%	0.366%
協会	0.079%	0.083%	0.076%	0.073%	0.065%	0.072%
基金	0.249%	0.236%	0.220%	0.313%	0.321%	0.294%

【（参考）左表の査定率内訳】



※KPI 査定率は診療報酬支払基金分との合算で算出。

2. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

KPI No.	項目	KPI	実績
1－(3)	柔整3部位かつ月15日以上 施術の申請割合	0.38%以下	0.32%(H30.9末)

(1) 効果的な審査及び調査手法の検討、多部位・頻回申請に対する照会業務の強化

➤多部位・頻回及び不適切な受診の疑いがある患者に対して患者照会文書を送付

【適正給付のための文書照会状況（平成30年8月分請求まで）】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	合計
照会(件)	396	217	229	212	277	1,331

(2) 不適切な申請防止のための加入者及び事業主への周知の促進

➤整骨院の正しいかかり方に関するチラシについて、ホームページへ掲載するとともに患者照会文書に同封。

➤全事業所宛ての納入告知書同封チラシに、整骨院の正しいかかり方を掲載周知。（6月）

【適正給付のための文書照会状況（平成30年8月分請求まで）】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	合計
柔整3部位かつ月15日以上 施術の申請数(件)	5	6	6	10	10	37
柔整3部位かつ月15日以上 施術の申請割合(%)	0.17	0.23	0.18	0.30	0.32	0.24
請求総数(件)	2,918	2,627	3,245	3,303	3,080	15,173

ご存じですか？整骨院・接骨院の正しいかかり方

業務外の負傷により整骨院・接骨院にかかる場合、協会けんぽから療養費として施術費用の7割～9割が支給されます。しかし、整骨院・接骨院での治療には健康保険の対象となる場合とされない場合があります。

健康保険が使える

- ◆ 日常生活やスポーツによる外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉ばなれなど）
- ◆ 骨折・脱臼（応急処置の場合を除き、継続治療をする場合は、医師の同意が必要です。）



健康保険が使えない

- ◆ 日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ◆ スポーツなどによる筋肉疲労の改善
- ◆ 病気（神経痛・ヘルニアなど）
- ◆ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ◆ 労災保健が適用となる仕事や通勤途中でのケガ



注意事項

- ・ 健康保険の対象対象にならない場合もありますので、負傷の原因を正確に伝えましょう。
- ・ 療養費支給申請書は、必ず自分で署名または押印しましょう。
- ・ 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう。
- ・ 施術が長期にわたる場合は、一度医師の診察を受けましょう。

3. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

KPI No.	項目	KPI	実績
1-(4)①	資格喪失後1か月以内の 保険証回収率	97.0%以上	95.52%(H30.8末)
1-(4)②	返納金(資格喪失後受診) 回収率	76.94%以上	9.28%(H30.8末)
1-(4)③	医療給付費のうち返納金 (資格喪失後受診)の割合	0.031%以下	0.098%(H30.8末)

(1) 債権の発生を防止するための保険証早期回収強化の取組み

- 保険証送付封筒の裏面に、保険証回収への協力依頼文章を印刷
- 被保険者証の未返納者に対する文書催告送付
 - ・資格喪失等により未返納が確認された場合、1週間内で催告を実施。

【資格喪失後1か月以内の被保険者証回収状況（30.4～8月累計）】

区分	回収対象数(枚)	回収済数(枚)	回収率(%)	(参考)回収率 全支部平均(%)
島根支部	19,271	18,407	95.52	90.78

(2) 債権の早期回収と法的手続きによる回収の強化

- 債権催告フローに基づく法的措置の早期化
- 弁護士名催告の活用及び早期実施（債権発生後4か月での催告）
- 法的手続きによる回収

平成27年度 7件、平成28年度 19件、平成29年度 36件、平成30年度19件

【法的手続き状況（平成30年9月末時点）】

	完納	訴訟による和解(分割納付)	債務名義取得	預金差押え	給与差押え	取下げ	進行中	合計
法的手続き内訳 (件)	8	0	2	0	0	2	7	19

【資格喪失後受診による返納金の回収状況（30.4～8月累計）】

区分	調定金額(円) ※調定後の取り消しを除く	回収金額(円)	回収率(%)	(参考)回収率 全支部平均(%)
島根支部	12,838,827	1,191,505	9.28	30.90

【医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合（30.4～7月受付分累計）】

区分	医療給付費(円)	返納金無資格 (円)	返納金割合(%)	(参考)返納金割合 全支部平均(%)
島根支部	12,448,957,810	12,216,389	0.098	0.077

4. サービス水準の向上

KPI No.	項目	KPI	実績
1-(5)①	サービススタンダード 達成状況	100%	100%(H30. 9末)
1-(5)②	各種申請書の郵送化率	87.0%以上	87.20%(H30. 9末)

(1) お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上

➤お客様満足度調査（※）の結果を踏まえ、電話対応の満足度の低い点について面談時に注意喚起を実施。（4月）

※お客様満足度調査とは、協会本部が毎年度外部委託により実施する電話・窓口の満足度を図る覆面調査。

➤CS向上検討委員会を毎月開催し、CS向上の取り組みを強化。（毎月）

➤サービス向上に向けた月毎目標の標語を決定し掲示。（毎月）

➤電話対応向上に向けた、支部内アンケートを実施。（7月）

➤支部独自のお客様満足度調査を実施し改善を図る。（8月）

(2) サービススタンダードの着実な実施

➤健康保険給付について、サービススタンダード（※）により適切に管理のうえ着実に実施

※サービススタンダードとは傷病手当金等6種の現金給付申請の受付から振込までの期間を10営業日以内とすること

➤平成30年度実施状況（4月から9月集計）は、達成率100%。

(3) 郵送化及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進

- 全事業所宛ての納入告知書同封チラシに、郵送による届出及び届書・申請書作成支援サービスの利用を掲載、周知。(毎月)
- 支部で交付する申請書に郵送による届出を案内するスタンプを押印。

【郵送化率の推移(30.4~9月)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年度累計
郵送化率(%)	85.6	88.8	88.2	86.8	87.2	86.5	87.2

5. 限度額適用認定証の利用促進

KPI No.	項目	KPI	実績
1-(6)	限度額適用認定証の使用割合	83.0%以上	79.00%(H30.6末)

(1) 事業主や健康保険委員等に対する広報及び医療機関の窓口への申請書配置等による利用促進

- 社会保険事務説明会時に限度額認定証の制度・利用について事業所担当者へ周知。(6月、県内16会場1,420人参加)
- 県内医療機関に限度額適用認定証を周知するとともに申請書の設置を依頼し、限度額適用認定証の利用促進と郵送率の向上を図る。
(6月に67機関に文書送付、7月電話勧奨実施⇒結果：既存機関含め84機関に申請書設置)
- 大規模医療機関を訪問し、限度額認定証の積極的な利用と申請書設置を案内、(4月1件)

6. 被扶養者資格の再確認（※）の徹底

※被扶養者資格の再確認は、高齢者医療に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない方の無資格受診防止を目的に事業所に確認文書を送付し毎年度実施。

KPI No.	項目	KPI	実績
1-(7)	被扶養者資格再確認の提出率	91.0%以上	89.80%(H30.9.20)

（１）未提出事業所への勧奨による回答率の向上

➤未提出事業所に対して、文書による督促を実施

- ・一次督促 1,073事業所（9月10日発送）
- ・二次督促 690事業所（10月10日発送）

【被扶養者状況リストの提出状況（平成30年9月20日時点）】

区分	リスト送付事業所数	リスト受付事業所数	リスト提出割合
島根	7,539件	6,770件	89.8%

※島根支部の昨年度の提出割合は90.76%（全国平均86.57%）。

➤（参考）資格再確認により扶養解除手続きがとられた件数（被扶養者異動届提出数）

【被扶養者異動届提出数（平成30年9月20日時点）】

区分	被扶養者異動届数
島根	539件

7. 保険証適正使用の啓発

(1) 加入者や事業主に対する広報の強化

- 「保険証提示啓発ポスター」の県内医療機関への送付。
※県内51医療機関（病院）に郵送。全診療所（医科、歯科）に医師会、歯科医師会を通じて配布。
- 健康保険医院向け広報誌「だんだん健康」に保険証回収チラシを同封。
- 社会保険事務説明会及び新任事務説明会時に保険証適正使用について事業所担当者へ周知。

【保険証提示啓発ポスター】

**医療機関で受診する際は、
毎回 保険証を
提示してください!**

健康保険 被保険者証
本人（被保険者） 平成26年 6月25日交付
記号 21700023 番号 21
氏名 太郎 協会 元年 5月 10日
生年月日 男 平成 26年 6月 1日
資格取得年月日
事業所番号 〇〇 株式会社 010100116
保険者番号 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者名称 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
保険者所在地

- 保険証は受診のつど提示する必要があります。
(毎月ではなく**毎回**です)
- 会社を退職したときには、すみやかに会社へ保険証（被扶養者分を含む）を返却してください。
- 資格のない保険証を使用した場合には、後日、医療費（自己負担を除いた金額）を返還していただくことになります。

全国健康保険協会 島根支部
島根県医師会
島根県歯科医師会

【保険証回収チラシ】

無効
↓
事業所へ返却してください。

**退職日の翌日から
使用できなくなります**

**今
お持ちの保険証は**

**大切な
お
話**

会社を退職しても、そのまま健康保険証が使えると思っていただけたら、新たに健康保険加入の手続きが必要だった...!

裏面へ

【お問い合わせ先】
〒690-8531 松江市殿町3-8-3 山陰中央ビル2階
全国健康保険協会 島根支部 レセプトグループ
電話 0852-59-5197
<https://www.kyoudaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

H30.2

(2) 多受診者や重複受診者に対する受診指導

➤レセプトの受診状況に基づき、3か所以上の薬局にかかっている被保険者540人を対象に、お薬手帳カバーを同封した適正受診の啓発文書を送付。併せてアンケートを実施。

【啓発内容】

- ①お薬手帳携行促進による服薬適正化
- ②かかりつけ薬局登録促進
- ③ジェネリック医薬品使用促進

【啓发文書（抜粋）】

お薬を安心・安全に服用していただくために
～「お薬手帳」を使いましょう～

お薬手帳カバーは、平成30年3月時点において3薬局以上でお薬を処方された方を対象にお配りしております。

日頃より協会けんぽ島根支部の健康保険事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、複数の医療機関で受診されている場合、それぞれの施設においては適切な処方がなされていますが、一方で、服薬されているすべての薬を見た場合、同じ成分の薬や薬同士の飲み合わせが悪い等の問題が起こる場合があります。

それを防ぐために、処方薬（薬歴）を記録するのが「お薬手帳」です。受診時に「お薬手帳」を提示することで、医師・薬剤師に病歴・薬歴・アレルギーの有無等を正しく伝え、薬の重複や飲み合わせのトラブルを防ぐことができます。

加えて、「お薬手帳」での残薬管理により不要なお薬がなくなり、お薬代の節約（医療費の削減）については保険料の軽減にも結び付きます。

今回、島根支部では「お薬手帳」を携行しやすくするため、保険証や受診券と併せて保管できる「お薬手帳カバー」を作成いたしましたので、ぜひ、ご利用いただけますようお願い申し上げます。

また、今後の事業の参考とするため、同封のアンケートへのご協力をお願いします。お手数ですが、ご記入のうえ平成30年7月27日（金）までに返信用封筒にてご提出ください。

■協会けんぽでは、「ジェネリック医薬品」及び「かかりつけ薬剤師」の普及にも努めております。
詳しくは、同封のチラシ及びお薬手帳カバーに綴じてありますジェネリックの小冊子をご参照ください。

【お薬手帳カバー】

このケースに入れるもの

- お薬手帳（複数冊あればすべて）
- 保険証
- 診察券
- 各種受給者証

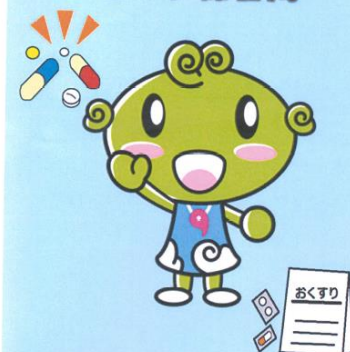
まとめて保管し、受診時に
忘れないようにしましょう！

なぜ、お薬手帳が大切な？

- アレルギー・薬歴・病歴を伝えます。
- 薬の重複や飲み合わせのトラブルを防ぎます。
- 災害時などの緊急事態でも適切な処置を受けることができます。

ジェネリック医薬品を希望します

お薬手帳カバー
保険証・診察券
セット保管用



全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

(3) 医療事務従事者研修会などを通じた適切な確認の啓発

➤診療報酬支払基金と連携した医療事務セミナー（医科）の開催。（下期実施予定）

II. 戰略的保險者機能關係

8. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

(1) 健康宣言事業所を中心にしたヘルス・マネジメントカルテ（※）の提供及び健康宣言事業所数の更なる拡大に向けた注力

※ヘルス・マネジメントカルテとは、事業所の健診結果データを集計分析したツール。

➤健康宣言事業所を中心にヘルス・マネジメントカルテの提供を実施。



- ・事業所の健診結果データを、島根支部の全加入事業所平均や同一業種平均と比較。
- ・事業所ごとの健康状態の強みや弱点を確認でき、今後の健康づくり等の取り組みに活用してもらう。

(2) 島根支部における医療費の状況と傾向（平成28年度分）

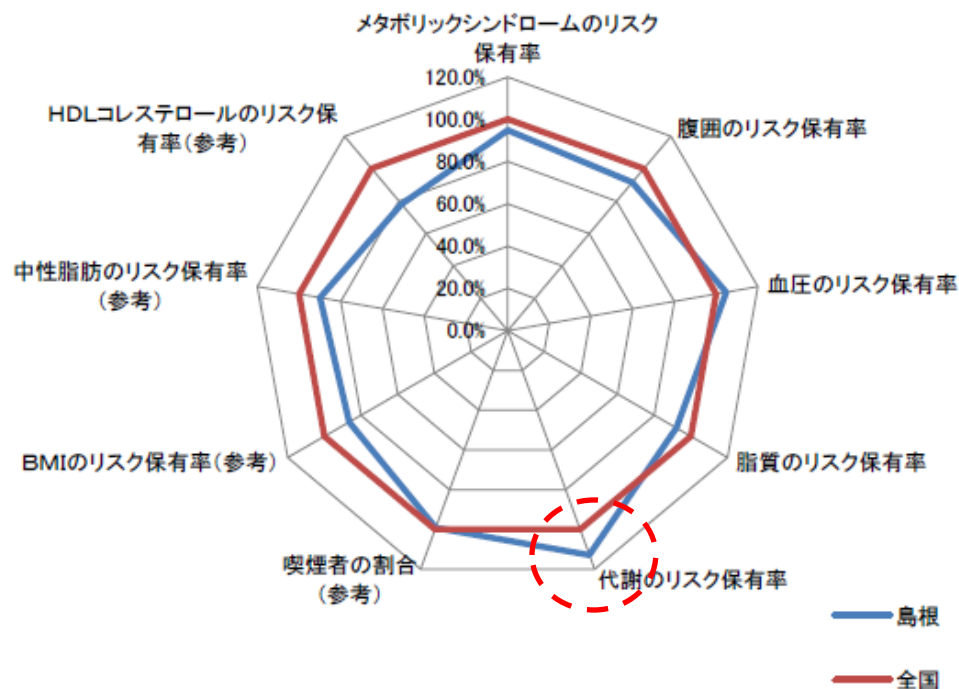
➤医療費データ及び健診結果データの統計・分析を実施。
島根支部評議会及び島根支部ホームページで公表。

■データヘルス計画について

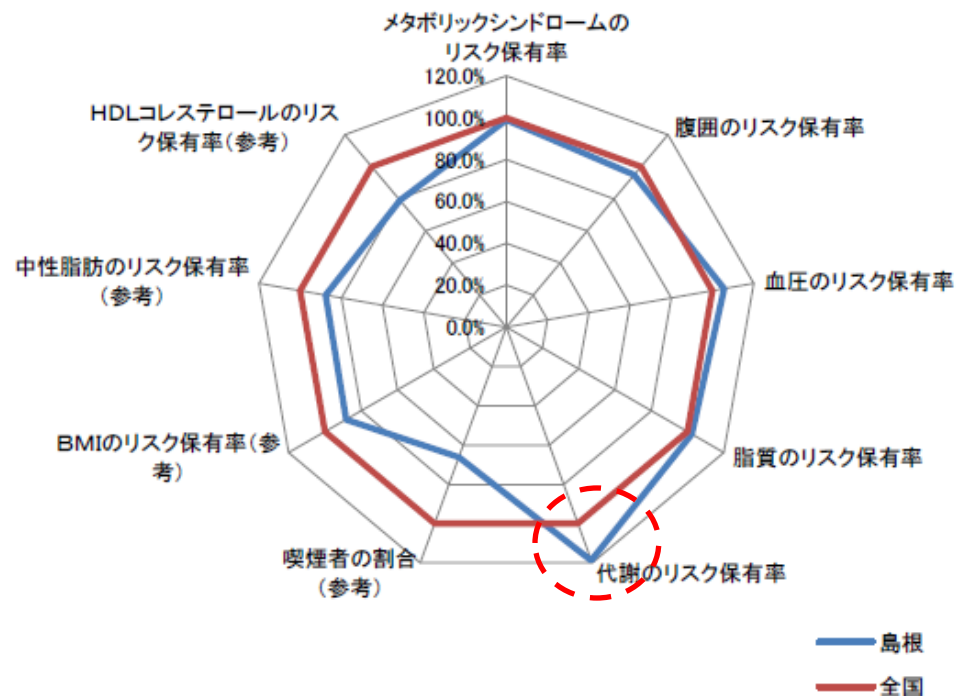
【データヘルス計画に関する平成28年度健診結果データ(リスク保有率)】

(単位: %)

男性



女性



島根支部は代謝リスク保有率が男女ともに全国より高い。このため、第1期データヘルス計画(平成27年度～29年度)に引き続き、第2期データヘルス計画においても「代謝リスクを全国平均以下にする」ことを上位目標に据え、取り組みを進める。(次ページ参照)

島根支部の健康課題

原因となる生活習慣

・30分以上の運動習慣のある人の年齢調整割合
男性：15.1% **全国46位**(全国22.2%)
女性：8.9% **全国47位**(全国14.7%)
※協会けんぽ問診票データ分析報告書2014

・喫煙者の年齢調整割合
男性：42.5% 全国18位(全国43.7%)
女性：11.3% 全国2位(全国16.9%)
※協会けんぽ都道府県支部別健診データ(平成27年度)

生活習慣病予備群

・代謝(空腹時血糖)リスクの保有率
男性：20.5% **全国41位**(全国17.6%)
女性：8.7% **全国43位**(全国7.4%)
全体：16.0% **全国41位**(全国14.1%)
※協会けんぽ都道府県支部別健診データ(平成27年度)

**糖尿病の
リスク大！！**

生活習慣病→重症化

・糖尿病腎症による新規透析導入者割合(人口10万人に対して)
2010年 2015年
(島根県) 11.6人 **13.5人**
(全 国) 12.9人 12.9人
※日本透析医学会より

・既往歴(腎不全・人工透析)者の年齢調整割合
男性：2.0% **全国45位**(全国0.5%)
女性：1.7% **全国46位**(全国0.3%)
※協会けんぽ問診票データ分析報告書2014

結果

平均寿命(2015年) 男性：80.79歳 全国23位(全国平均：80.73歳) 女性：87.64歳 全国3位(全国平均：86.99歳)
と、平均寿命は全国平均を上回っているが
健康寿命(2013年) 男性：70.97歳 **全国30位**(全国平均：71.19歳) 女性：73.80歳 **全国38位**(全国平均：74.21歳)
と、**平均寿命と健康寿命とのかい離**の要因となっている。(厚生労働省データ)

上位目標※

※【重大な疾患の発症を防ぐ】(10年以上経過後に達する目標)

代謝(空腹時血糖)リスクの保有率を全国平均以下にする

中位目標※

※【検査値等が改善する】（6年後に達成する目標）

○ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所の代謝リスク保有率を支部平均より3%以上下げる
(参考)平成27年度健康宣言事業所の代謝リスク 男性:18.9%、女性8.5%、全体15.2%

○特定保健指導対象者の減少率を40%以上にする
(参考)平成27年度38.3%、平成28年度36.5%

○島根県における糖尿病腎症による新規透析導入者割合を継続して10人以下にする(人口10万人対)
(参考)平成23年度～27年度の平均:10.8人、平成27年度:13.5人

下位目標(中位目標に近づく手段) ※優先順位順

具体的な施策

＜重症化予防＞

1. 重症化予防事業について、県下市町村と共同して実施する
2. 受診勧奨(健診結果要治療者)後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を20.0%以上にする

1. 各市町村において実施(予定)をしている糖尿病腎症の対策について、対象者を国民健康保険加入者から協会けんぽ加入者に拡大し、該当者に医療機関受診、保健指導利用を勧奨する。
2. 健診結果で要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対し、医療機関への受診勧奨を実施する。
・本部で実施する一次勧奨実施後に、文書および電話による二次勧奨を実施(値高値者)
・上記二次勧奨に複数年該当している未受診者に対し、訪問による受診勧奨(保健指導時)を実施
・血糖値について健診結果で要治療または要精密検査と判定されたにも関わらず、未受診の者へ訪問による受診勧奨(保健指導時)を実施

＜特定保健指導＞

3. 特定保健指導の実施率を35.0%以上にする

3. 特定保健指導の実施率向上に向けて、外部委託を拡大するとともに、加入者へその重要性を訴求する。
・外部専門機関における委託件数の拡大
・保健指導の重要性の広報
・健診当日の初回面談の実施機関の拡大
・健診機関における委託件数の拡大
・保健指導実施者のスキルアップ

＜特定健診＞

4. 特定健康診査の受診率を65.0%以上にする

4. 被保険者の健診について、外部機関(健診機関等)と連携した生活習慣病予防健診利用者の拡大、事業者健診結果データの取得勧奨の実施。
被扶養者の健診について、利便性向上のためがん検診との同時実施の拡大するとともに、これまで実施していない新たな手法の検討・実施による特定健診受診率の向上を図る。

＜事業主や加入者等への意識啓発・情報提供＞

5. その他運輸業を含む健康宣言事業所を1,300事業所以上、認定事業所数を健康宣言事業所の2割以上にする
6. ウォーキング大会を年2回以上実施し、参加者をアップを図る
7. 喫煙率を男性:31.4%、女性:7.5%以下にする

5. 健康宣言事業所を増やすため、事業所訪問やDM等による勧奨を実施する。また、健康宣言事業所が認定を目指して健康づくりを促進できるよう事業所へのサポートを充実させ、認定事業所数を健康宣言事業所の2割以上となるよう支援していく。
・訪問事業の実施
・健康保険委員への広報
・島根県・山陰中央新報社による広報
・優遇制度の拡充
・ロゴマークの普及と価値向上
・協定締結先との連携強化
6. 事業所への積極的な広報だけでなく、他の保険者とも連携して実施する。
・健康保険委員および健康宣言事業所への参加勧奨
・保健指導の際の参加勧奨
・量販店および健診機関へのポスター掲示依頼
・島根県・山陰中央新報社への広報依頼
・開催地域の自治体や商工会議所等への広報依頼
・健康測定ブースを設置
7. 事業所、関係機関と連携して受動喫煙対策に取り組む
・各圏域の保健所で共同のセミナー、研修会等の実施
・「たばこ対策」出前講座の実施

9. データヘルス計画の着実な実施 (効率的かつ効果的な保健事業・支部独自事業)

(1) ウォーキングイベントの実施

➤協会けんぽ主催のウォーキング大会を3会場にて開催。今年度より島根県国民健康保険団体連合会、山陰合同銀行健康保険組合、及び山陰自動車業健康保険組合との共催とし、広報等を連携することで参加者数の拡大を図る。

➤インストラクターによるウォーキング指導後、ウォーキングを実施し、健康づくりのきっかけを提供する。

【実施予定】

	開催日	会場
松江会場	平成30年10月20日	松江城周辺
出雲会場	平成30年10月27日	出雲大社周辺
浜田会場	9月30日荒天中止	浜田港周辺

【案内チラシ】

浜田・松江・出雲の美しい風景の中を、気持ちよく歩いて健康に！

参加費無料！

日本ウォーキング協会
主席指導員のウォーキング
指導あり！

健康測定機器による
血管年齢・肺年齢
の測定会あり！

**いきいき
チャレンジウォーク 2018**

浜田会場	松江会場	出雲会場
集合場所 浜田市陸上競技場 (浜田市黒川町3739)	集合場所 くにびきメッセ小ホール (松江市学園南1-2-1)	集合場所 うらら館えんホール (出雲市大社町竹新南1338-9)
9月30日 日	10月20日 土	10月27日 土
チャレンジコース 8km ノーマルコース 4km 定員150名	チャレンジコース 7km ノーマルコース 4.5km 定員200名	チャレンジコース 7km ノーマルコース 4.5km 定員150名

※申込みの締切は各会場とも開催10日前となります。定員に達し次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。
開催時刻は各会場とも9:30～(9:00～受付開始)となります。12:00頃終了予定です。
健康測定会は9:00～9:25およびウォーク終了後に実施します。ぜひご参加ください。

お問い合わせ | 全国健康保険協会 島根支部 0852-59-5140 | お申込み方法は裏面をご覧ください▶

主催：全国健康保険協会 島根支部
共催：島根県国民健康(保険)団体連合会
山陰合同銀行健康保険組合
山陰自動車業健康保険組合
後援：島根県 松江市 出雲市 浜田市
山陰中央新報社 島根県(保険)協議会
協力：松江ウォーキング協会 浜田市ウォーキング協会

(2) 健康増進支援サイト「へるし～まね」の運用による健康づくり支援（4月）

➤協会けんぽ島根支部HP上の、健康増進支援サイト「へるし～まね」に、歯周病予防を目的とした島根県歯科医師会監修の「からだの健康はまず、お口から」という新しいコンテンツを作成。健康保険委員向け広報誌「だんだん健康」等にて加入者に周知する。

【広報誌「だんだん健康」抜粋】

からだの健康は
まず、**お口**から

監修：一般社団法人 島根県歯科医師会

1 全国健康保険協会のHPトップ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
「都道府県支部ページ」から「島根県」を選択

2 島根支部のHPトップ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shimane/>
「へるし～まね」バナーをクリック

3 いしなまね トップ
<http://shien32.kyoukaikenpo.or.jp/>

または <http://shien32.kyoukaikenpo.or.jp/>

日本人の成人の約80%が歯周病というデータもあります。
いつまでもおいしい食事が食べられて、良い笑顔を作れるように、
きちんとお口のケアをしましょう！

(3) 受動喫煙対策ポスターの作成（下期実施予定）

➤受動喫煙対策を目的としたポスターを作成し、健康保険委員等を通じて事業所に配布し、事業所における受動喫煙防止対策の促進、加入者の禁煙を促す。

10. データヘルス計画の着実な実施 (特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上)

KPI No.	項目	KPI	実績
2-(2)③ア	生活習慣病予防健診実施率 (請求ベース)	62.0%以上	20.80%(H30. 9末)
2-(2)③イ	事業者健診データ取得率	11.0%以上	5.40%(H30. 9末)
2-(2)③ウ	被扶養者の特定健診受診率 (請求ベース)	34.0%以上	6.10%(H30. 8末)

【生活習慣病予防健診受診率の年度推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 4月～9月
島根 (%)	52.4 (2)	53.4 (2)	56.0 (3)	57.8 (3)	57.6 (6)	58.0 (5)	58.5 (5)	59.1 (8)	59.8 (9)	60.8 (9)	20.8 (一)
全国 (%)	35.9	38.3	40.9	42.7	44.3	45.7	46.7	48.0	48.5	49.6	

※ 表中の()内の数値は、全国における島根支部の順位

【事業者健診結果データ取得率の年度推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 4月～9月
島根 (%)	0 (一)	0.2 (22)	1.1 (19)	1.0 (39)	1.8 (41)	4.0 (27)	7.1 (15)	10.0 (4)	8.8 (13)	9.5 (8)	5.4 (一)
全国 (%)	0	0.2	1.2	2.2	3.7	4.4	5.2	4.6	6.2	6.4	

※ 表中の()内の数値は、全国における島根支部の順位

【被扶養者の特定健診受診率の年度推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 4月～8月
島根 (%)	19.3 (4)	14.7 (13)	14.8 (13)	15.6 (13)	16.2 (20)	19.6 (16)	24.2 (8)	27.3 (6)	27.4 (10)	27.1 (ー)	6.1 (ー)
全国 (%)	11.2	12.2	13.1	13.8	14.9	17.7	19.3	21.0	22.2	23.2	

※ 表中の()内の数値は、全国における島根支部の順位

(1) 生活習慣病予防健診実施機関の拡充

- ①医療機関への健診実施に係る勧奨
- ②ホームページによる実施機関の募集

➤平成30年度当には、新たに1機関を健診実施機関として指定、1機関が辞退。

【実施機関数の推移】

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機関数 (件)	32	32	33	40	40	40	43	46	52	55	55

(2) 健診機関からの生活習慣病予防健診の受診勧奨【30年度新規】

➢個別の健診機関と覚書を締結し、健診受診率(件数)の目標値を設定。健診機関から健診未利用事業所に受診勧奨を行う。勧奨の結果により、目標値を達成した場合、その成果に対して協会けんぽが支払いを行う

- ・覚書締結期間:平成30年4月1日～平成31年2月28日
- ・覚書締結機関:しまね総合健診クリニック

【事業状況】

- ・勧奨対象事業所の一覧を8月に協会けんぽから健診機関へ提供
勧奨対象事業所数:326事業所(対象人数4,206名)

(3) 新規適用事業所に対する受診勧奨

➢新規に協会けんぽに加入された島根県内の事業所に対し、案内文書を送付。
平成30年8月より、送付後の電話勧奨を実施。

【事業状況】

年度	勧奨事業所数	申込事業所数	申込率
29年度	288	71	25%
30年度8月現在	160	19	12%

(4) 任意継続被保険者に対する受診勧奨

➢任意継続被保険者に加入されている方及び新規に加入された方に対し、健康診断の案内文書を送付。

【事業状況】

年度	勧奨数	申込数	申込率
29年度	2,529	569	22%
30年度8月現在	2,383	357	15%

(5) 事業者健診結果データの取得率向上に向けた取り組み

①民間業者による取得勧奨

➤事業者健診を受診している協会けんぽの加入事業所に対し、健診結果を提供する勧奨業務を民間業者へ委託

ア)事業者健診データの提供にかかる同意書の取得勧奨業務

イ)事業者健診結果票(紙媒体)の取得勧奨及び事業者健診データの作成業務

・委託期間:平成30年8月1日～平成31年3月31日

・受託業者:株式会社エム・エイチ・アイ(東京都)

【事業状況】

以下のとおり、委託予定

・勧奨対象事業所 1700事業所

・結果票取得対象事業所 460事業所

②社会保険労務士と連携した取得勧奨

➤事業者健診を受診している協会けんぽの加入事業所に対し、健診結果提供について勧奨業務を社会保険労務士会へ委託

・委託期間:未定

③健診機関からのデータ提供効率化【30年度新規】

➤協会けんぽが健診結果データ作成について委託している健診機関で受診した健診結果については、通常、協会けんぽから健診機関に事業所ごとの受診確認をしたうえで、対象者リストを提供し、データの提供を受けているが、健診機関と覚書を締結し、健診機関において随時データ作成の可否を確認のうえ、受診月の翌々月までにデータ提供を受ける手順とする。

- ・覚書締結期間：平成30年6月1日～平成31年2月28日
- ・覚書締結機関：島根県環境保健公社

【事業状況】

30年4月受診分(7月31日提供)：655名分
30年5月受診分(7月31日提供)：832名分
30年6月受診分(8月29日提供)：491名分

④広報の強化【30年度新規】

➤協会では事業者健診データ取得事業を実施していることを積極的にアピールすることで事業に対するハードル(わかりにくさ)を下げ取得強化につなげる

【事業実施状況】

- ・リーフレットの新規作成
- ・支部ホームページへの掲載
- ・インセンティブ制度運用開始にともなう周知(納入告知書同封チラシ・メルマガなど)

▼新規リーフレット (A4サイズ4頁)

QAで疑問解決

どうすればいいのかわかるように

生活習慣病予防健診PR

協会けんぽ島根支部にご加入の事業主様

島根県内
約1000社
同意済み

**大切な従業員の皆様を
生活習慣病から守るため**

**定期健康診断(事業者健診)
結果を
ご提供ください**

協会けんぽ島根支部では、加入者の皆様の健康増進に向けて、定期健康診断結果の提供をお願いしています。大切な従業員の皆様のために、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

提供のメリット①
無料で健康サポート(特定保健指導)

提供のメリット②
健康保険料引き下げ(インセンティブ制度)

協会けんぽでは、平成30年度から支部別に特定健康診断結果が活用され、その結果に基づいて健康保険料率に反映される仕組み(インセンティブ制度)が開始となりました。健診結果をご提供いただき、島根支部の健康保険料率引き下げにつなげていきましょう。

全国健康保険協会 島根支部 〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル
協会けんぽ ☎0852-59-5204(保険グループ)

健診結果を協会けんぽへ提供する法的根拠は?

A 「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められています。

【高齢者の医療の確保に関する法律】
第27条(特定健康診断等に関する記録の提供)
2 保険者は、加入者若しくは被加入者若しくは使用している事業主等に対し、事業主等の中で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業主等が実施している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
3 前2項の規定により、特定健康診断若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた保険者又は事業主等は、事業主等の中で定めるところにより、当該記録の写しを無償しなければならない。

個人情報を提供しても問題ないの?

A 問題ありません。
上記のとおり法定の手続きとして制度化されているため、本人の同意がなくても問題ありません。ただし、特定健康診断以外の検査項目の提供については同意が必要です。

対象者は誰?

A 次の2点について該当する方です。
① 40歳～74歳の協会けんぽ加入被保険者の生活習慣病予防健診を受診しない方

提供する検査項目はどれ?

A 特定健康診断の項目です。
・既往歴(糖尿病及び喫煙習慣を含む) ・自覚症状及び他覚症状 ・身長 ・体重 ・腰圍 ・血中脂質 ・肝機能 ・血糖 ・尿検査 ・医師の判断 医師氏名
・基本情報(受診者情報、健診機関名、健診受診日など)

提供した健診結果は何に使用されるの?

A 次の2点についてのみ使用します。
① 受診者ご本人の保健指導・健康相談
② 個人を特定しない形で統計調査研究

協会けんぽ島根支部が把握している40～74歳被保険者の健診結果について

約3万人の方の健康状態を把握できていません。

40～74歳被保険者 約10万人
3万人のうち50,000人の方は協会けんぽ加入者で、特定健康診断(又は生活習慣病予防健診)を受診する必要があります(協会けんぽの統計から推計)

生活習慣病予防健診 約2万人
定期健康診断 約8万人

健診結果提供の流れ

40歳～74歳の従業員の定期健康診断には「協会けんぽの生活習慣病予防健診」を利用しましたか?

□ はい (一部利用していない方がいる場合含む)
お手続きは不要です。 4ページをご確認ください

□ いいえ
「同意書」の提出をお願いします

利用している健診機関は次のなかにありますか?

島根県健康保険公社
ふれあい診療所健診センター(松江生協病院)
安来市医師会診療所
安来市立病院
日立記念病院
ヘルスサイエンスセンター島根
出雲市民病院健診センター
出雲市立総合医療センター
寿生病院
平成記念病院
奥出雲病院
益田地域医療センター医師会病院
中国労働衛生協会米子健診所

□ はい 健診機関から協会けんぽへ健診結果が提供されます。

□ いいえ 健診結果裏のコピーを協会けんぽへご提出ください。具体的な提出方法等については別途ご案内いたします。

生活習慣病予防健診 PR

生活習慣病予防健診 (35～74歳の被保険者が対象)

ポイント① **がん検診がセットなのに安い** 協会が費用補助

生活習慣病予防健診の検査(一般)
診療 身体計測 胃がん検診
血圧 血糖・尿 大腸がん検診
心電図 肺がん検診

お一人の負担額
20,000円相当の検査が...
最高でも 約7,000円

ポイント② 定期健診として利用可能

ポイント③ 健診後の改善サポートが無料

生活習慣病予防健診を受診された方々のうち、生活習慣病になるリスクが高い方には生活習慣改善のアドバイスや継続的なサポートを保健師や管理栄養士が無料で行います。

お申込みから受診までの流れ

- パンフレットや申込書を受け取る
パンフレット・生活習慣病予防健診申込書を協会けんぽから発送しています。(3月下旬には対象者のお名前を印刷した申込書をすべての事業所様へ発送しています。)
- 受診を希望する健診機関に予約する
健診機関はパンフレットやホームページに掲載しています。
- 協会けんぽへ申込書を郵送する
協会けんぽへ申込書を出すことで健診費用の補助を受けることができます。
- 健診を受ける
事前に問診票や検査キットが届きます。忘れ物がないよう準備のうえ、当日は体調を整えて受診しましょう。

メリットを強調

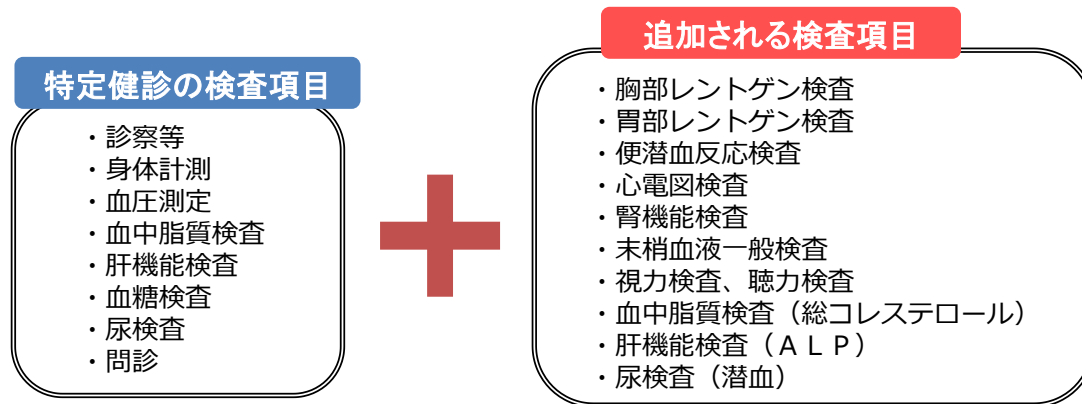
現状をお知らせ

(6) 特定健康診査（被扶養者）の受診率向上に向けた取り組み

①被扶養者の特定健診項目に検査項目を追加した「特定健診セット」の実施

➤被扶養者を対象とする「特定健康診査」は検査項目が少ないため、がん検診等の検査項目を追加し、「生活習慣病予防健診」と同内容とした「特定健診セット」を実施。

【特定健診セットの検査項目】



【特定健診セットの実施状況】

- ・実施機関 24機関
- ・実施件数 123名（30年7月受診まで）

②未受診者に対する集団健診

➤当該年度の未受診者対策として、協会けんぽ独自の集団健診を開催する。

【ポイント】

- ・無料オプション健診をセット【30年度新規】
- ・市町村のがん検診をセット
- ・新たに奥出雲町で開催【30年度新規】
- ・受診者数の目標値を設定し、超過した場合には委託健診機関へ成功報酬を支払い【30年度新規】

【実施機関】

島根県環境保健公社へ委託

【実施期間】

平成30年11月～平成31年2月

【実施会場】

県内8市・奥出雲町(会場は調整中)

【勧奨対象者数】

約19,000名(予定)

③経年未受診者を対象とした集団健診【30年度新規】

- 特定健診(被扶養者)対象者の56%は2年または3年連続で特定健診を受診していない。
つまり、受診者の多くは毎年受診しており、新規受診者が少ない現状となっている。
そのため、経年的な未受診者をターゲットに集団健診を開催し受診率の底上げを図る。

【ポイント】

- ・対象者は2年連続未受診者かつ女性(経年未受診者の9割が女性)
- ・案内状には過去3年間の受診状況を表示
- ・無料オプション健診として「肌チェッカー」を予定
- ・対象者が女性であることに合わせ健診スタッフも女性
- ・市町村のがん検診をセット
- ・受診者へアンケートを実施し、経年的に受診しない者の特徴を把握
- ・受診者数の目標値を設定し、超過した場合には委託健診機関へ成功報酬を支払い

【実施機関】

島根県環境保健公社へ委託

【実施期間】

平成30年10月～11月

【実施会場】

県内8市(会場は調整中)

【勧奨対象者数】

計 8,404名 (内訳 松江市 2,852名、浜田市 694名、出雲市2,529名、益田市 793名、
大田市 482名、安来市 437名、江津市 338名、雲南市 279名)

④ 集団健診未開催地域への個別健診機関案内【30年度新規】

➤ 集団健診を開催しない地域に住所がある特定健診対象者に対して、個別健診機関への受診勧奨を実施する

【ポイント】

- ・対象者は29年度特定健診未受診者
- ・住所地周辺市町村の個別健診機関一覧を作成し送付
- ・案内状には過去3年間の受診状況を表示

【実施期間】

平成30年8月

【対象地域】

集団健診を開催しない10町村

（飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）

【勧奨対象者数】

計 1,025名

（内訳 飯南町 91名、川本町 61名、美郷町 108名、邑南町 161名、津和野町 159名
吉賀町 91名、海士町 31名、西ノ島町 32名、知夫村 1名、隠岐の島町 290名）

⑤新規加入被扶養者に対する受診勧奨

➤新規加入の被扶養者に対し、案内文書とともに受診券を送付

【事業状況】

年度	一般分(人)	任意継続分(人)
28年度	3,765	1,415
29年度	3,816	1,470
30年度8月現在	2,512	1,284

⑥被扶養者のがん検診広報の実施【30年度新規】

➤被扶養者のがん検診受診について広報を実施することで健康増進を図る

【30年度事業実施状況】

- ・「がん検診を受けましょう」パンフレットを新規作成し、受診券送付時に同封
- ・支部ホームページへパンフレットを掲載

【「がん検診を受けましょう」パンフレット】



⑦県内市町村と連携した特定健診周知

- 平成28年度に共同作成した特定健診受診啓発にかかる懸垂幕を、県内全市（8市）の市役所庁舎等に平成30年度も継続して掲示を依頼。（4月）
- 平成29年度に連携協定を締結した県内11町村と特定健診受診啓発にかかる懸垂幕・のぼりを共同作成し町村役場等での掲示を実施。（下期実施予定）
- 県内全市町村の広報誌に、特定健診受診を勧奨する広報掲載を依頼。（5月）

1 1. データヘルス計画の着実な実施（特定保健指導の実施率の向上）

KPI No.	項目	KPI	実績
2-(2)④	特定保健指導実施率	27.2%以上	6.70%(H30.8末)

【特定保健指導 6ヵ月後評価率の年度推移（被保険者）】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 4～8月
島根(%)	0.5 (40)	5.5 (29)	8.9 (16)	15.9 (6)	30.7 (2)	25.4 (8)	25.9 (7)	22.1 (11)	25.1 (5)	24.7 (4)	6.7 (一)
全国(%)	0.9	4.8	6.2	8.6	12.3	13.8	14.7	12.5	12.9	13.5	

（１）継続率向上に向けた取り組み

➤継続率（6か月後評価実施人数／初回面談実施人数）の増加に向け、主に次の取組を実施

- ①保健事業推進研修会及び保健指導ミーティングの実施
（グループワークを実施し、保健指導者のスキルアップを図る）
- ②動機付け支援対象者に対する継続支援文書の送付 ※島根支部の独自事業
- ③各圏域の地域職域会議主催等で開催される研修会への参加
- ④保健指導顧問医師の活用

(2) 外部委託機関の拡充

➤実施者のマンパワー不足を解消するため、外部の委託機関を拡充

① 実施機関へ特定保健指導実施に係る勧奨

②ホームページによる実施機関の募集

【機関数及び評価件数の推移】

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機関数(件)	0	0	2	2	2	3	6	9	9	8	8
評価件数(件)	—	—	—	0	3	11	26	116	311	831	

(3) 継続支援の外部委託

➤実施者のマンパワー不足を解消するため、協会の保健師・管理栄養士が初回面談を実施した以降の継続支援(積極的支援)を保健指導専門機関へ業務委託

・委託期間:平成30年7月1日～平成31年3月31日

・受託機関:(株)ベストライフ・プロモーション(平成29年度と同じ機関)

【(参考)過年度委託状況】

	28年度	29年度
委託件数(件)	396	794
評価件数(件)	0	426

【参考】

30年度より、保険者と委託先との間で適切に情報が共有され、保険者が対象者に対する保健指導全体の総括・管理を行う場合は、初回面談と実績評価を行う者が同一機関であることを要しない取扱いとなりました。

(4) 特定保健指導における血液検査等検査

➤特定保健指導の実施中において、本人が食生活や運動等生活習慣の改善努力の効果を確認し、生活習慣改善意識の高揚を図るとともに、当該検査結果を特定保健指導の中間評価等に有効活用するため、血液検査等の検査を実施

- ・検査項目：身体検査、血液検査(血圧、脂質、肝機能、代謝)、尿検査
- ・対 象 者：特定保健指導開始後3か月以上の生活習慣改善努力を実践している支援対象者
- ・実施機関：松江記念病院、雲南市立病院、ヘルスサイエンスセンター島根、出雲市立総合医療センター

【(参考)過年度申込状況】

	28年度	29年度
申込者数(件)	85	57

1 2. データヘルス計画の着実な実施（重症化予防対策の推進）

KPI No.	項目	KPI	実績
2-(2)⑤	受診勧奨後3か月以内の 受診割合	15.0%以上	未確定

（１）代謝リスクが高い方への保健指導（医療機関への受診促進）

➤健診結果で要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対し、生活習慣病の重症化や合併症の予防を図るため、保健指導による医療機関への受診勧奨を実施

【対象者】

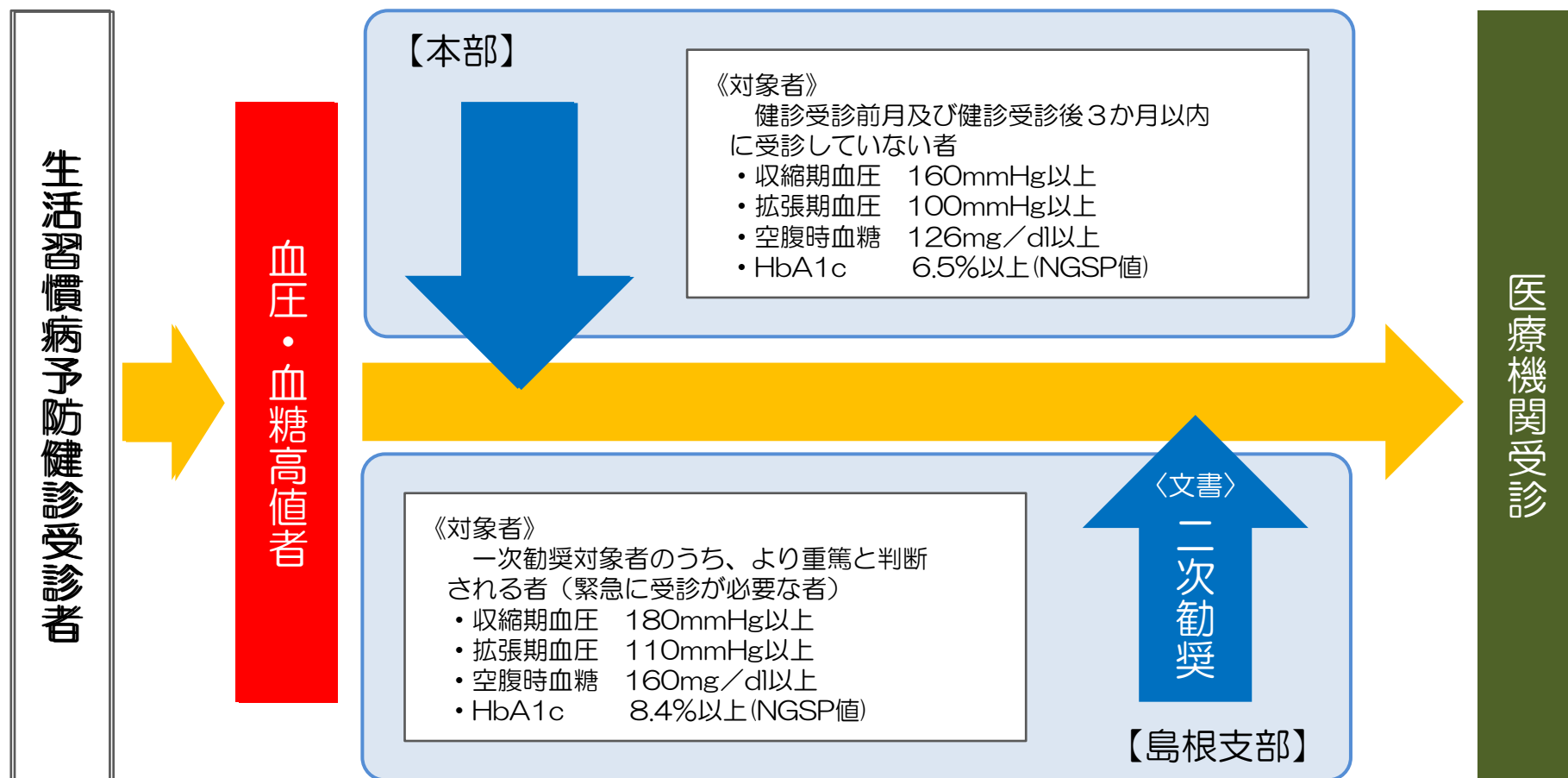
	年齢	要件
1	40～74歳	生活習慣病予防健診受診者のうち、健診結果の血糖値が「要医療」または「要精密検査」と判定されたにもかかわらず、未受診と確認できた者
2	40～74歳	生活習慣病予防健診受診者のうち、前年度までに従来の重症化予防対策（文書勧奨）の二次勧奨対象者に複数年該当しているにもかかわらず、未受診と確認できた者
3	35～39歳	生活習慣病予防健診受診者のうち、前年度の重症化予防対策（文書勧奨）の二次勧奨対象者で、かつeGFR値が60未満であるにもかかわらず、未受診と確認できた者

【（参考）29年度実施結果】※30年度は未集計】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面談者数(人)	12	19	3	10	15	8	9	5	6	10	13	11	121
受診者数(人)	4	6	1	4	6	3	4	0	2	3	5	3	41

(2) 未治療者に対する受診勧奨

➤健診結果で要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対し、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOL（生活の質）の維持を図るため、文書により医療機関への受診勧奨を実施



【受診勧奨 実施結果（平成30年8月末時点）】

健診受診月	一次勧奨		二次勧奨		
	通知日	通知者数	対象者数	電話勧奨者数	文書勧奨者数
28年4月	28年10月31日	202	49	—	11
28年5月	28年11月30日	201	46	—	11
28年6月	29年1月6日	208	54	—	12
28年7月	29年1月31日	162	34	—	4
28年8月	29年2月27日	160	46	—	4
28年9月	29年3月31日	245	58	—	14
28年10月	29年5月8日	298	68	—	16
28年11月	29年5月31日	316	68	—	12
28年12月	29年6月30日	232	62	—	19
29年1月	29年7月31日	195	37	—	21
29年2月	29年8月31日	196	40	—	15
29年3月	29年9月29日	138	13	—	5
29年4月	30年1月31日	191	40	—	11
29年5月	30年1月31日	256	57	—	18
29年6月	30年1月31日	176	63	—	17
29年7月	30年2月14日	183	44	—	9
29年8月	30年3月7日	152	38	—	7
29年9月	30年3月30日	236	62	—	19
29年10月	30年5月7日	284	49	1	
29年11月	30年5月31日	279	72	3	
29年12月	30年6月29日	243	55	2	
30年1月	30年7月31日	220	48	1	
30年2月	30年8月31日	204	22		

(3) 糖尿病性腎症重症化予防対策

➤糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・治療中断者を受診に結びつけるとともに、糖尿病通院者で生活指導が必要な人に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止する。

- ・平成28年度より江津市で実施している糖尿病性腎症重症化予防事業において、協会けんぽの被保険者も対象者とし、江津市の保健師等による保健指導を実施。
- ・今後、江津市以外の各地域においても重症化予防対策を展開する。

1. 対象者

①	糖尿病性腎症（第1期～3期）治療中で、生活習慣改善が困難、治療中断しがち等、かかりつけ医がプログラムの参加を推奨する人。（かかりつけ医からの紹介）
②	生活習慣病予防健診受診者のうち、糖代謝リスク項目（空腹時血糖またはHbA1c）の判定が要精密検査または要医療であり、空腹時血糖 126mg/dl以上またはHbA1c 6.5%以上の江津市民（初回は協会けんぽの保健師等で面談を実施）

2. 実施方法

①	かかりつけ医からの紹介によりプログラムを開始	
②	(i)	協会けんぽによる生活習慣についてのおたずねを使用した受診勧奨および保健指導の実施【協会けんぽ保健指導者にて実施】
	(ii)	受診状況の確認を江津市より行うことを伝え、受診勧奨および保健指導を実施したこと、関連する数値や生活習慣、連絡先等の情報を江津市へ伝えてよいか同意をとる。【協会けんぽ保健指導者にて実施】
	(iii)	1～2カ月後に受診状況の確認を江津市より行う。合わせてプログラムへの参加を促す。【江津市にて実施】

3. プログラム

No.1	(期間) 1回	(方法) 面談1回
No.2	(期間) 3か月	(方法) 面談 1～2回／電話 1～2回
No.3	(期間) 6か月	(方法) 面談 2～3回／電話 4～5回

※かかりつけ医の指示に従い、上記のプログラムを基本に江津市の保健師、管理栄養士による保健指導を行う。

1 3. データヘルス計画の着実な実施（健康経営（コラボヘルス）の推進）

（１）健康宣言事業所数の更なる拡大

➤ヘルス・マネジメント認定制度の実施状況（平成30年10月17日時点）

健康宣言事業所	642事業所
認定事業所	86事業所

➤健康経営優良法人認定事業所

- ・健康経営優良法人認定制度とは、経済産業省が平成28年度に創設した健康経営に取り組む優良な法人を認定する制度

健康経営優良法人2017	9事業所
健康経営優良法人2018	14事業所

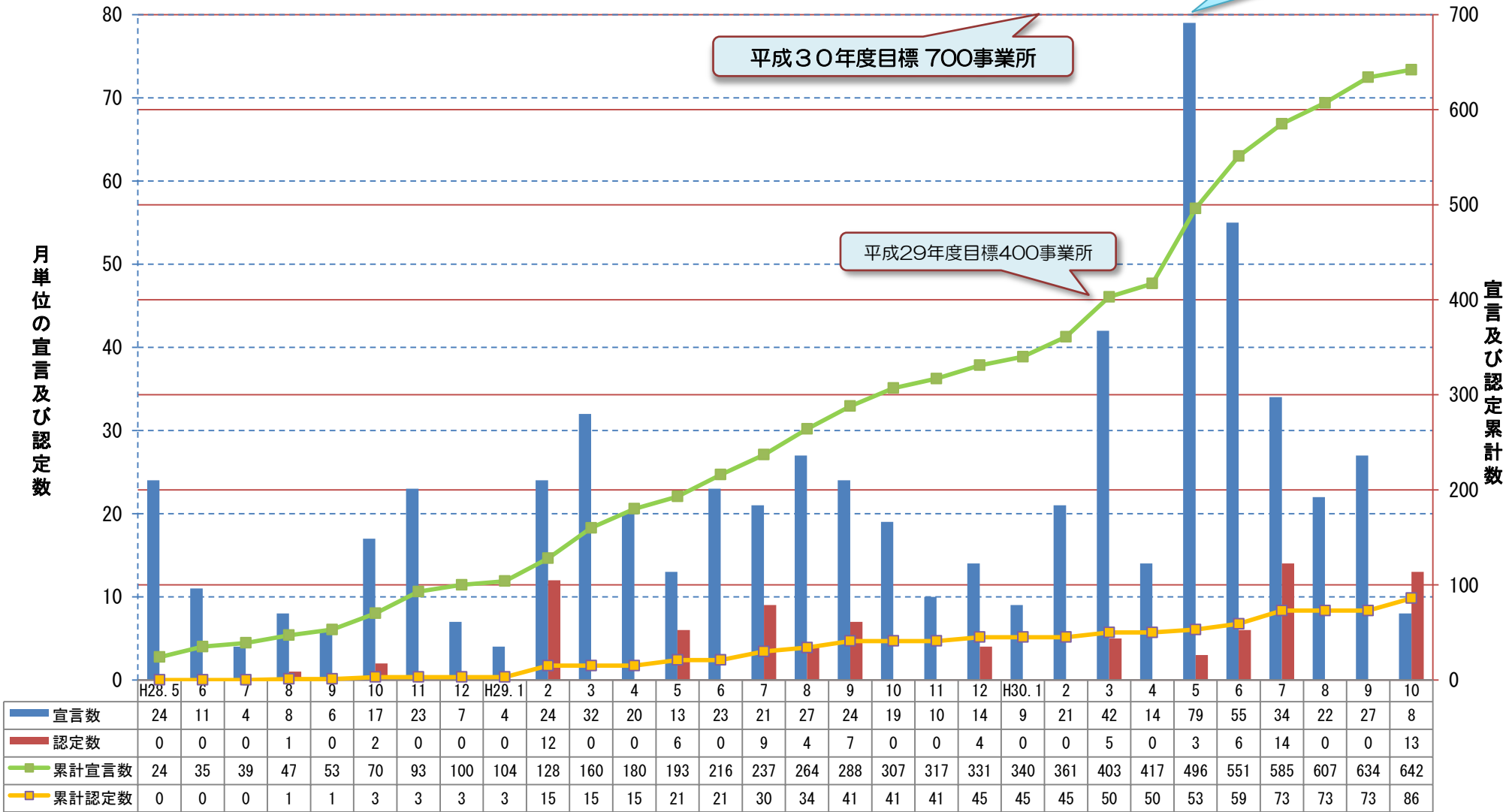
※「健康経営優良法人2019」の中小規模法人部門は、平成30年11月30日期限内で申請受付中。詳しくは、経済産業省HPに掲載あり。

➤事業所訪問による「健康宣言」の促進（平成30年10月17日時点）

実施状況	
訪問事業所数	126事業所
健康宣言事業所数	83事業所

➤ヘルス・マネジメント認定制度の推移状況（平成30年10月17日時点）

アクサ生命との協定の成果



(2) 認定事業所ロゴマークの提供による制度の普及促進及び認知度の向上

➤ ロゴマーク作成の趣旨

- ・ 認定事業所を対象に、事業所において積極的な健康づくりの取り組みを実践している証としてロゴマークを提供。
- ・ 認定事業所として広く認知されることによって、事業発展に資することを目的とする。

➤ ロゴマークの提供状況

- ・ 平成30年5月末に認定事業所（53先）に提供。
- ・ 以後は認定証とともにロゴマークを提供している。
- ・ 提供時には、ロゴマークの使用例を添付している。

➤ ロゴマークの使用状況

- ・ 一部の認定事業所ではあるがHPにロゴマークを掲載いただいている。



ヘルス・マネジメント認定事業所
Health Management Certification Office

(3) ヘルスアップサポート事業（出前講座と併せた歯周病予防対策の実施を含む）の実施

➤「ヘルス・マネジメント認定制度」認定事業所等に対する健康づくり支援事業

i) 健康づくり出前講座（対象：認定事業所・健康宣言事業所）

ii) 健康測定機器（血管年齢測定器・肺年齢測定器・体組成計）の貸し出し（対象：認定事業所）

➤申込状況（29年度）健康づくり出前講座 11件、健康測定機器貸出 7件
（30年度）健康づくり出前講座 26件、健康測定機器貸出 8件

◀ ヘルスアップサポート事業案内パンフレット（抜粋） ▶

ヘルスアップサポート 事業のご案内 （無料実施）

協会けんぽ島根支部では、事業所の健康経営を応援するため、ヘルス・マネジメント認定制度にエントリーいただいている事業所を対象として、ヘルスアップサポート事業を行っています。

ヘルスアップサポート事業は、次の2つのメニューがあり、いずれも無料でご利用できます。

- 健康づくり出前講座 ⇒ 健康宣言事業所及び認定事業所を対象としています。
- 健康測定機器レンタル ⇒ **認定事業所**を対象としています。

1. 健康づくり出前講座

- 生活習慣病予防に関すること
- 食生活に関すること（歯周病簡易検査あり）
- 運動に関すること
- 禁煙（たばこ）に関すること
- メンタルヘルスに関すること

2. 健康測定機器レンタル

- 血管年齢測定器
血管硬化度によって血管年齢を測定
- 肺年齢測定器
息を吹き込むことにより肺年齢を測定
- 体組成計（測定結果プリンタ内蔵）
乗るだけで簡単に体の様々な数値を測定



社員の皆様の健康づくりや福利厚生にお役立てください！



全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階
TEL 0852-59-5140 FAX 0852-59-5354
(平成30年度8月改定)

健康づくり出前講座のメニュー

No.	メニュー	項目	内容
1	予防	健康で長生きする秘訣	健診結果に基づく、自分の健康度チェックと元気に長生きする秘訣。
		意外と知らない？糖尿病のほんとうの話	血糖は自分でコントロールできます！糖尿病を予防する方法や血糖値を下げる方法。
2	食生活	食べる力は生きる力～決め手は量とタイミング～	生きるために必要な食事は、その時間帯や回数、量などにより身体への影響が変わります。疲れにくい身体を作るための健康的な食事の摂り方。
		知ってお得！野菜パワー	野菜を摂ることは、「身体への栄養！」と言っても過言ではありません。野菜が身体に与える効果。
		要注意！！知らずに摂っている塩分	食事の時に塩分量を意識していますか？塩分を摂りすぎると身体にどのような悪い影響があり、どうすれば減らせるか。
		お酒と長く付き合うポイント	お酒を飲むときは、飲み方やおつまみで身体への影響が変わります。これからはお酒と長く付き合うための秘訣。
3	歯科	歯周病と生活習慣病	歯周病は生活習慣病と密接な関係があります。歯を健康に保つために、ご希望の方は簡易歯周病検査キットをお配りします。
4	運動	生活習慣病予防に効果的な運動	生活習慣病の予防には、運動によってカロリーを消費することが大切です。生活習慣病予防に効果的な運動。
		デスクワークが多い方への簡単でできる運動	デスクワークが多い方は運動不足になりがちです。座ったままで実践できる運動。
		腰痛予防のためのストレッチ	腰痛は仕事に支障をきたします。ストレッチをすることによる腰痛予防。
5	禁煙	禁煙のためのアドバイス	やめたいけどやめられない喫煙！自身や周囲へのたばこの影響や禁煙のメリット。
6	メンタルヘルス	ストレス解消のコツ	多くの労働者がストレスを感じる時代となっています。ストレスを解消するコツ。
		職場におけるメンタルヘルス	職場におけるメンタルヘルス対策の必要性が増えています。職場での取組み方法。

健康測定機器レンタルのメニュー

No.	メニュー	項目	内容
1	血管	血管年齢測定器	血管硬化度によって血管年齢を測定します。
2	肺	肺年齢測定器	息を吹き込むことにより肺年齢を測定します。 ※使い捨てマウスピースを人数分お送りします。
3	体組成	体組成計	体重・体脂肪・筋肉量・体水分量など、様々な項目や目標値、標準値と比較した判定などをその場でプリントアウトできます。薬局健診でも利用される高精度な体組成計です。

(4) 認定事業所の取組一覧の作成

➤取組を一覧にした事例集の作成

- ・山陰中央新報社に掲載している「しまね健康づくりキャンペーン」での事業所紹介記事を参考にして、認定事業所における取組を事例集にまとめる。
- ・作成した事例集は健康宣言事業所に配布し、認定を目指した取組の参考にしてもらうことを考えている。
- ・事例集のデータについては、ホームページでの公開も検討する。

ヘルス・マネジメント認定事業所 健康づくり取り組み 事例集(案)

第一版

全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

●従業員の健康に対する取り組み

- ・健診受診率100%
- ・屋内全面禁煙
- ・メンタルヘルス相談窓口の設置
- ・週1回のノー残業デーの実施
- ・年次有給休暇取得促進(目標70%以上)、過去2年達成中
- ・毎日、始業時のラジオ体操の実施
- ・健康施設利用者への補助金
- ・雲南チャレンジデーの活用
- ・生活習慣病予防健診費用の全額会社負担

●企業経営者の思い

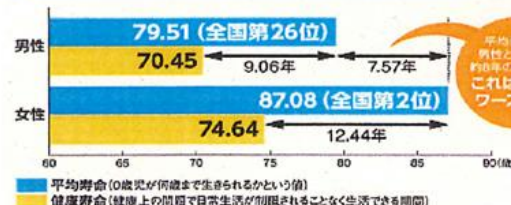
経営理念の一つに「仲良く楽しく」という行動規範があります。これは自らの責務を果たすと同時に仲良く楽しく業務を実現しようというものです。健康であるからこそ実現できることです。

また、「働きやすい職場環境の実現」も経営姿勢にあります。政府が推進している女性が活躍できる職場環境づくりとも共通しています。

今回認定となった当社の取り組みの一つである健康診断受診率100%は、生活習慣病健診が有効な施策であり、今後も早帰り運動や有給休暇取得促進などの取り組みと合わせ「健康経営」の重要な柱と位置付け、推進していく考えです。その結果、社員の豊かな生活と同時に生産性や収益の向上へと繋がるよう仲良く楽しく取り組んでいきたいと考えています。



島根県における平均寿命と健康寿命の差



出典：平均寿命(平成22年)厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」
健康寿命(平成22年)厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」
健康寿命における若年予備生活習慣病対策費用対効果に関する研究



●従業員の健康に対する取り組み

- ・健診受診率100%
- ・健診費用全額会社負担
- ・健診後の精密検査等に該当した者は、受診奨励し、受診結果も確認
- ・血圧計と個人ごとの測定記録表を設置、健康器具も打ち合わせ室に設置
- ・常備自ラックワークバランスに関する講演を全国で実施、社内でも実施
- ・メンタルヘルスについて、セルフチェックシートを独自に作成し、従業員に実施
- ・歯科治療(メンテナンス含む)を希望する全員が、30分単位で取得できる有給休暇を利用して通院

●企業経営者の思い

当社では、「社員の健康を願うことは、持続的な健全経営を考える上で最も大切である」という信念のもと、様々な配慮・取り組みを行っています。

健康で毎日ハツラツと働けることで、社員一人一人が充実した生活を送り、家族にも安心感を与えることができます。また、事故やケガの発生、病気による欠勤が減少し、社員の成長や生産性が高まる働き方にも繋がります。

当社は2009年から、70歳までの再雇用制度を導入しています。現在は高齢社員への健康管理も重要になります。経営者のみならず、多様な社員同士もしっかりコミュニケーションを取り、ニーズを引き出し、新しい情報を取り入れ提供し、益々ヘルスマネジメントを経営向上に生かしていく時代であると考えております。



●従業員の健康に対する取り組み

- ・健診受診率100%
- ・建物内禁煙(鳥獣害から「空気のきれいな施設や乗り物施設」の交付を受けている)
- ・フットサルチームの結成(会社からユニフォーム等の経費補助)
- ・ラジオ体操の実施
- ・メンタルヘルス等仕事以外のことも相談できる相談員を揭示により周知
- ・子どもの看護休暇について、最大6日、時間単位で取得可

●企業経営者の思い

会社で働く従業員のみんながいつも笑顔で元気に生き生きと働く姿を見て幸せな気持ちになる...それは、従業員の幸せを強く願う経営者であれば誰もが同じく持っている心情ではないでしょうか。その思いを大事にして、従業員が健康で働きやすい職場をつくることこそが経営者の務めであると考えます。また同時に従業員の一人一人を自分の家族であると捉え、病気にならないためのアドバイスや、従業員が気楽に悩みを相談できる職場環境づくりを行っていくことも必要だと思っております。これらのことを実践することで得る、さらなる企業の発展や従業員の幸せに繋がっていくと信じています。



(5) 健康保険組合連合会島根連合会との協定締結について

➤趣旨・目的

健康保険組合連合会島根連合会と協会けんぽ島根支部が、包括的な連携・協力のもと保険者機能を発揮し、両加入者の健康増進、健康寿命の延伸、QOL（生活の質）の維持・向上及び加入者利益の実現を図ることを目的とする。

➤連携・協力事項

1. 健康経営の普及・促進に関すること
2. 医療費適正化の取り組みに関すること
3. 地域医療構想実現に向けた情報共有に関すること
4. 上記に関する広報活動に関すること

連携協定にかかる全体図

協働

アクサ生命保険株式会社山陰支社（30年3月28日協定締結）

全国健康保険協会 島根支部

「協定締結」による包括的な連携

連携先

健康保険組合連合会島根連合会（30年10月4日協定締結）

国立大学法人島根大学（29年11月28日協定締結）

島根県（26年8月20日協定締結）

県内11町村

県内8市（27年11月19日協定締結）

（29年7月19日協定締結）

島根県国民健康保険団体連合会
（27年7月15日協定締結）

・島根県医師会
・島根県歯科医師会
・島根県薬剤師会
（27年6月11日協定締結）

島根県社会保険労務士会
（28年5月10日協定締結）

・島根県商工会議所連合会 ・島根県商工会連合会
・島根県中小企業団体中央会 ・島根県経営者協会
（28年3月7日協定締結）

その他の関係団体等

連携事業の実施

健康寿命の延伸

島根県民
（約68万3千人）

全国健康保険協会
島根支部

事業所
約12,000事業所

被保険者
約15万人

被扶養者
約10万人

協会けんぽ島根支部の協定締結先一覧

締結日	締結の相手方
平成26年8月20日	島根県
平成27年6月11日	三師会（一括） 島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会
平成27年7月15日	島根県国民健康保険団体連合会
平成27年11月19日	島根県内8市（一括） 松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市
平成28年3月7日	経済団体（一括） 島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、島根県経営者協会
平成28年4月28日	金融機関 山陰合同銀行、島根銀行
平成28年5月11日	島根県社会保険労務士会
平成29年7月19日	島根県内11町村（一括） 奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
平成29年11月28日	国立大学法人島根大学
平成30年3月28日	アクサ生命保険株式会社山陰支社
平成30年10月4日	健康保険組合連合会島根連合会

・締結団体数：34団体
（自治体20、健保連1、国保連1、医師会1、歯科医師会1、薬剤師会1、経済団体4、金融機関2、社労士会1、教育機関1、保険会社1）

1 4 . 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

KPI No.	項目	KPI	実績
2-(3)①	広報活動における加入者理解率	30.1%以上	未確定
2-(3)②	健康保険委員のカバー率※	60.0%以上	61.82%(H30.9末)

※カバー率・・・全被保険者のうち健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合

(1) 各種広報誌等による加入者・事業主への情報提供

【主な広報の実施状況（定例分）（平成30年9月末時点）】

広報物名称	実施状況
保険料納入告知書同封チラシ	毎月
社会保険協会広報誌「社会保険しまね」	奇数月
健康保険委員広報誌「だんだん健康」	4月、8月
メールマガジン	毎月15日

(2) 健康保険委員活動の活性化（セミナー、広報誌の発行、表彰の実施）

①健康保険委員交流会の開催

➤健康保険委員として必要な知識を習得していただくとともに、委員同士の交流を深め、健康づくり等の取り組みについて情報交換する機会を提供。（平成30年9月、3会場で開催）

【開催日程等】

	開催日	会場	参加者数 (名)
松江	平成30年9月20日(木)	くにびきメッセ 小ホール	30
出雲	平成30年9月13日(木)	ニューウェルシティ出雲 銀河の間	20
浜田	平成30年9月27日(木)	浜田ワシントンプラザ ぼたんの間	20

【内容等】

	内容	講師
講演Ⅰ	保険料率と職場の健康づくりの関係	全国健康保険協会島根支部
講演Ⅱ	安心してお薬(ジェネリック医薬品)を使っ ていただくために	島根県薬剤師会
講演Ⅲ	ストレスチェックとメンタルヘルス対策	島根県産業保健総合支援センター
交流会	保険料率と職場の健康づくり、ジェネリック医 薬品、メンタルヘルス対策等	(健康保険委員同士の意見交換)

- ・共催：一般社団法人島根県歯科医師会、一般社団法人島根県薬剤師会
- ・後援：島根県、一般社団法人島根県医師会

②健康保険委員への情報提供（再掲）

➤健康保険委員向け広報紙「だんだん健康」の送付（平成30年4月、8月）

③健康保険委員表彰及び研修会の実施

➤健康保険委員の永年の活動や功績等に対して感謝の意を表するため表彰を実施。併せて実施する健康保険委員研修会において、各事業所の健康づくりの参考としていただくことを目的として、ヘルス・マネジメント認定事業所の担当者からの講演を実施。
（平成30年11月、3会場で開催予定）

（3）健康保険委員拡大勧奨の実施

➤委嘱者数の更なる拡大を目指し、3回に分けて勧奨文書を送付し、全支部体制による電話勧奨を実施した。（平成30年7月、8月、9月実施）（委嘱目標2,300件）

【実施結果（平成30年10月17日時点）】

	7月	8月	9月	合計
文書勧奨数(件)	337	320	301	958
うち委嘱者数(名)	76	61	31	168

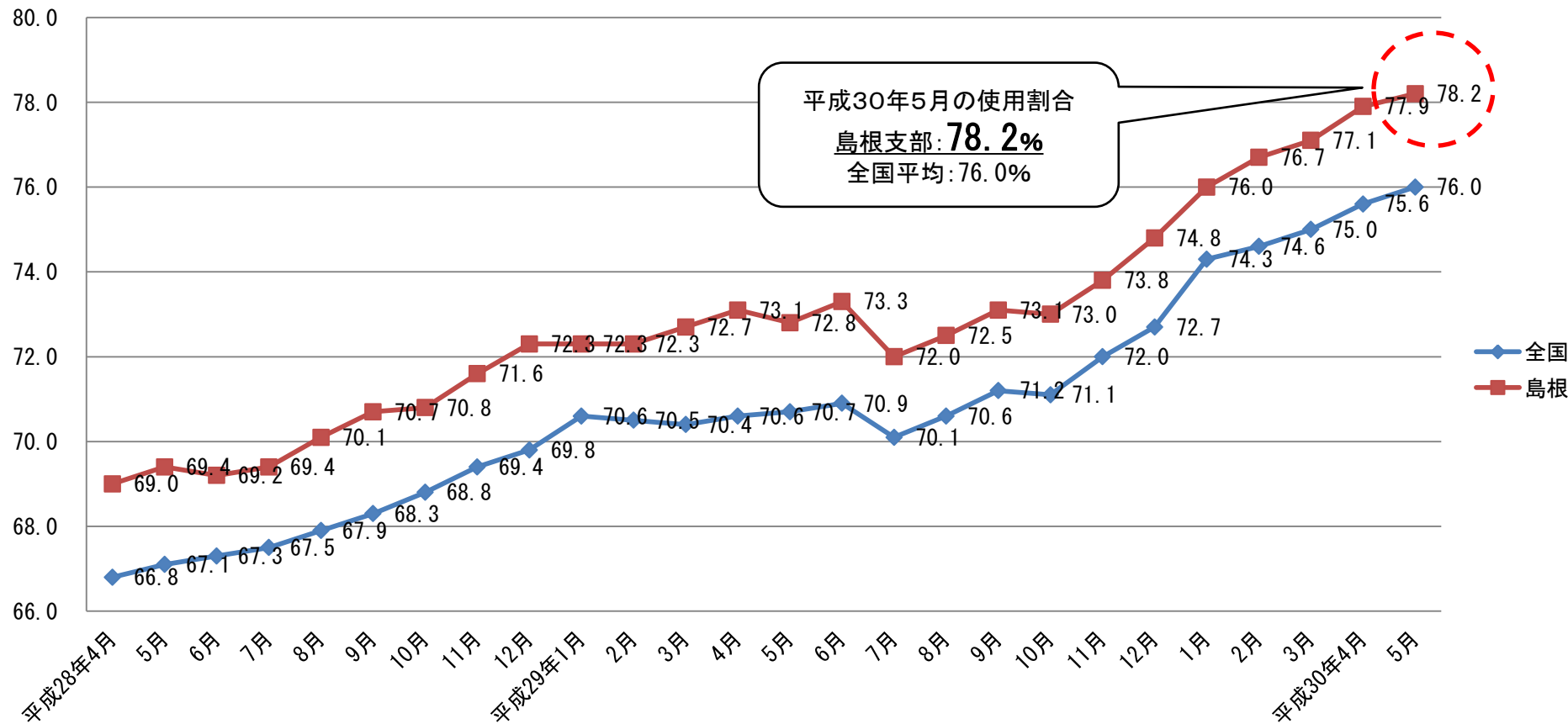
【健康保険委員委嘱者数の推移（平成30年10月17日時点）】

30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月17日
委嘱者数(名)	2,007	2,011	2,026	2,059	2,126	2,202	2,211

15. ジェネリック医薬品の使用促進

KPI No.	項目	KPI	実績
2-(4)	ジェネリック医薬品 使用割合	76.9%以上	78.2%(H30.5末)

(%) 【ジェネリック医薬品使用割合の推移】



(1) 「しまねっこ」を掲載したジェネリック医薬品使用促進シールの配布

- 全国的な人気キャラクターである「しまねっこ」を使用することにより、当該シールの使用機会増加を期待。
- 健康経営普及目的の事業所訪問時、事業所よりの送付依頼時、各種イベント時に配布。県内薬局窓口における配布。

(2) 県内薬局窓口でのジェネリック医薬品疾患別価格差リーフレットの配布

- 島根県薬剤師会の監修により、先発医薬品とジェネリック医薬品の疾患別価格差を記載したリーフレットを作成し、薬局窓口で配布。（薬価改定に同調）併せてジェネリック医薬品使用促進シールも配布する。

【ジェネリック医薬品疾患別価格差リーフレット】

【ジェネリック医薬品希望シール】



ジェネリック医薬品 にすると どのくらい安くなるの？ 先発医薬品との価格差を紹介			
私たちに教えて			
ジェネリック医薬品と 先発医薬品の価格差例			
高血圧 内服薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1錠1回 1錠1回 365日	14,240円	3,290円	6,570円
		7,670円	10,950円
糖尿病 内服薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1錠1回 1錠1回 365日	7,670円	3,290円	3,290円
		4,380円	4,380円
脂質異常症 内服薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1錠1回 1錠1回 365日	13,140円	5,480円	6,570円
		6,570円	7,660円
花粉症 内服薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1錠1回 1錠2回 90日	3,510円	1,080円	1,620円
		1,890円	2,430円
花粉症 点眼薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
3.45mg 5ml 1回	200円	90円	80円
		120円	110円
胃潰瘍 内服薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1錠1回 1錠1回 56日	2,020円	840円	840円
		1,180円	1,180円
リウマチ 内服薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1錠6mg 52錠	4,060円	1,880円	1,400円
		2,660円	2,180円
痛風 内服薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1錠1回 1錠2回 365日	5,480円	2,190円	1,100円
		4,380円	3,290円
ぜんそく 吸入薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1回1回 1回2回 90日	810円	270円	0円
		810円	540円
ぜんそく 吸入薬	服用条件	先発医薬品	ジェネリック医薬品
1回1回 1回3回 90日	4,320円	2,970円	1,350円
		2,970円	1,350円

※表中の価格は1回分の薬剤料（薬剤料のみ）を計算したものです。
※ジェネリック医薬品は、1つの先発医薬品に同等の効果が認められるため、実際の価格差にも幅があります。
※価格は目安として記載し、具体的な価格差については、薬剤師にご相談ください。
※価格は平成28年4月現在のものです。

(3) 自己負担軽減額通知の送付

➤先発医薬品から切り替えた場合の自己負担軽減額通知を加入者へ送付

【実施状況（平成30年9月末時点）】

実施時期	送付件数	切替件数(切替率)
1回目(30年8月)	22,603件	未確定
2回目(31年2月予定)	—	—

※（参考）平成29年度実施した際の切替率は33.3%（送付44,698件、切替14,881件）

(4) 県内市町村と連携した広報

➤平成28年度に共同作成したジェネリック医薬品使用促進にかかる懸垂幕を、県内全市（8市）の市役所庁舎等に平成30年度も継続して掲示を依頼。（4月）

➤平成29年度に連携協定を締結した県内11町村とジェネリック医薬品使用促進にかかる懸垂幕・のぼりを共同作成し町村役場等での掲示を実施。（下期実施予定）

(5) 県内医療機関及び薬局に対する「ジェネリック使用割合通知」の送付

➤平成29年度に実施した各医療機関及び薬局のジェネリック医薬品使用割合、県全体及び圏域毎の使用割合等を示した「ジェネリック使用割合通知」の最新データ版を送付し、使用促進に結び付ける。（下期実施予定）

16. インセンティブ制度の本格導入

(1) 定期広報誌での制度周知の実施

広報物名称	実施状況	発行部数
保険料納入告知書同封チラシ	5月特別号、6～11月	約12,000部／月
社会保険協会広報誌「社会保険しまね」	7月	約6,000部
健康保険委員広報誌「だんだん健康」	4月	約2,100部
メールマガジン	4～9月	約1,700名／月

※納入告知書同封チラシおよびメールマガジンについては「5つの評価指標」を毎月1項目ずつ紹介

【だんだん健康4月号(表紙)】



(2) 山陰中央新報社の新聞および出版物への掲載

広報物名称	掲載状況	発行部数
山陰中央新報(新聞広告)	平成30年3月	約185,000部
週刊山陰経済ウィークリー	9月(2回)	約4,500部／回

【山陰経済ウィークリー(9/18発行)】



(3) 協会けんぽ島根支部ホームページでの広報



トップページの目立つ場所にバナーを設置。クリックすると制度説明およびリーフレットのダウンロードページへリンク。

(参考) 協会けんぽ島根支部ホームページのアクセス数 13,969回／月(4～8月平均)

(4) 経済4団体および県内各商工会議所への広報協力依頼

団体名称
島根県商工会議所連合会
島根県商工会連合会
島根県中小企業団体中央会
島根県経営者協会
県内商工会議所(8所)

- ・全団体より広報協力の内諾を得る。
- (内訳: 広報誌等掲載10団体、制度チラシ配布7団体)

【制度チラシ(表)】

重要 協会けんぽにご加入の方は必ず一読ください

**「健康保険料率に反映させる
新たな制度がスタート！」
～インセンティブ制度～**

インセンティブ制度は、平成30年度から新たに導入された制度で、支部(都道府県)ごとの加入者及び事業主の行動等を評価指標に基づいて評価し、その結果、上位過半数となる支部に対してインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率が引き下げとなります。

なにを評価されるの？	どうすればいいの？
5つの【評価指標】 1 特定健診等の受診率 加入者 事業主 2 特定保健指導の実施率 該当者 事業主 3 特定保健指導対象者の減少率 該当者 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率 該当者 事業主 5 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合 加入者	皆様をお願いしたいこと ・協会けんぽの健康を毎年必ず受診してください。 ○生活習慣の方は「生活習慣病予防健診」 ○家族の方は「特定健診」 ・協会けんぽの健康診断(事業主健診)を実施の事業主は、健康診断データを集めて協会けんぽへ提出してください。 (40歳以上の協会けんぽ加入者に限る) ・健康診断で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。 ・特定保健指導は主に保健師等が事業所訪問し実施します。事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備に協力してください。 ・特定保健指導の対象にならないよう、日頃から健康づくりを心がけましょう。 ・健診の結果、「血圧、血糖値が要治療(両検査含む)」の場合は、必ず医療機関で受診してください。 ・受療者の健診結果を必要「要治療者」に対して受診を促してください。 ・医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。

【制度チラシ(裏)】

インセンティブ制度のチェックポイント！

①インセンティブ制度導入の経緯
政府において、これまで全保険者共通であった「後期高齢者支援金の加算・減算制度(※1)」の見直し決定がなされ、その結果、協会けんぽでは平成30年度から新たにインセンティブ制度を導入し、その実施を2年後の平成32年度以降の各都道府県支部の保険料率に反映させることになりました。
(※1) 後期高齢者医療制度への支援金の割合を、各保険者の特定健診・保健指導の実施率によって決定する制度

②「インセンティブを付与する」とは
インセンティブの本来の意味は、ある者に対し動機付けするような制度となるものもいれ、報奨金、奨励金などに似ています。今回導入されるインセンティブ制度では、5つの評価指標に基づき支部ごとの実績を評価し、その結果、上位過半数の支部に対して得点数に応じた報奨金(インセンティブ)を付与することとなり、その報奨金によって保険料率の引き下げを行います。

③インセンティブの財源負担
その財源は、全支部から一律の0.1%を従来の保険料率(※2)に上乗せして拠出していくことになります。但し、新たな負担分は以下のとおり3年間で段階的に導入します。
1. 平成30年度実績が同率以下である平成31年度保険料率に0.04%加算
2. 平成31年度実績が同率以下である平成32年度保険料率に0.07%加算
3. 平成32年度実績が同率以下である平成33年度保険料率に0.01%加算
(※2) 全支部一律の保険料率であるが、後期高齢者医療に拠出する保険料率の割合

インセンティブ制度の導入で保険料率はどうなるの？

【インセンティブ制度のイメージ図】
 ① 10.14%
 ② 10.13%
 ③ 10.12%
 ④ 10.11%
 ⑤ 10.10%
 ⑥ 10.09%
 ⑦ 10.08%
 ⑧ 10.07%
 ⑨ 10.06%
 ⑩ 10.05%
 ⑪ 10.04%
 ⑫ 10.03%
 ⑬ 10.02%
 ⑭ 10.01%
 ⑮ 10.00%
 ⑯ 9.99%
 ⑰ 9.98%
 ⑱ 9.97%
 ⑲ 9.96%
 ⑳ 9.95%
 ㉑ 9.94%
 ㉒ 9.93%
 ㉓ 9.92%
 ㉔ 9.91%
 ㉕ 9.90%
 ㉖ 9.89%
 ㉗ 9.88%
 ㉘ 9.87%
 ㉙ 9.86%
 ㉚ 9.85%
 ㉛ 9.84%
 ㉜ 9.83%
 ㉝ 9.82%
 ㉞ 9.81%
 ㉟ 9.80%
 ㊱ 9.79%
 ㊲ 9.78%
 ㊳ 9.77%
 ㊴ 9.76%
 ㊵ 9.75%
 ㊶ 9.74%
 ㊷ 9.73%
 ㊸ 9.72%
 ㊹ 9.71%
 ㊺ 9.70%
 ㊻ 9.69%
 ㊼ 9.68%
 ㊽ 9.67%
 ㊾ 9.66%
 ㊿ 9.65%
 ㊿ 9.64%
 ㊿ 9.63%
 ㊿ 9.62%
 ㊿ 9.61%
 ㊿ 9.60%
 ㊿ 9.59%
 ㊿ 9.58%
 ㊿ 9.57%
 ㊿ 9.56%
 ㊿ 9.55%
 ㊿ 9.54%
 ㊿ 9.53%
 ㊿ 9.52%
 ㊿ 9.51%
 ㊿ 9.50%
 ㊿ 9.49%
 ㊿ 9.48%
 ㊿ 9.47%
 ㊿ 9.46%
 ㊿ 9.45%
 ㊿ 9.44%
 ㊿ 9.43%
 ㊿ 9.42%
 ㊿ 9.41%
 ㊿ 9.40%
 ㊿ 9.39%
 ㊿ 9.38%
 ㊿ 9.37%
 ㊿ 9.36%
 ㊿ 9.35%
 ㊿ 9.34%
 ㊿ 9.33%
 ㊿ 9.32%
 ㊿ 9.31%
 ㊿ 9.30%
 ㊿ 9.29%
 ㊿ 9.28%
 ㊿ 9.27%
 ㊿ 9.26%
 ㊿ 9.25%
 ㊿ 9.24%
 ㊿ 9.23%
 ㊿ 9.22%
 ㊿ 9.21%
 ㊿ 9.20%
 ㊿ 9.19%
 ㊿ 9.18%
 ㊿ 9.17%
 ㊿ 9.16%
 ㊿ 9.15%
 ㊿ 9.14%
 ㊿ 9.13%
 ㊿ 9.12%
 ㊿ 9.11%
 ㊿ 9.10%
 ㊿ 9.09%
 ㊿ 9.08%
 ㊿ 9.07%
 ㊿ 9.06%
 ㊿ 9.05%
 ㊿ 9.04%
 ㊿ 9.03%
 ㊿ 9.02%
 ㊿ 9.01%
 ㊿ 9.00%
 ㊿ 8.99%
 ㊿ 8.98%
 ㊿ 8.97%
 ㊿ 8.96%
 ㊿ 8.95%
 ㊿ 8.94%
 ㊿ 8.93%
 ㊿ 8.92%
 ㊿ 8.91%
 ㊿ 8.90%
 ㊿ 8.89%
 ㊿ 8.88%
 ㊿ 8.87%
 ㊿ 8.86%
 ㊿ 8.85%
 ㊿ 8.84%
 ㊿ 8.83%
 ㊿ 8.82%
 ㊿ 8.81%
 ㊿ 8.80%
 ㊿ 8.79%
 ㊿ 8.78%
 ㊿ 8.77%
 ㊿ 8.76%
 ㊿ 8.75%
 ㊿ 8.74%
 ㊿ 8.73%
 ㊿ 8.72%
 ㊿ 8.71%
 ㊿ 8.70%
 ㊿ 8.69%
 ㊿ 8.68%
 ㊿ 8.67%
 ㊿ 8.66%
 ㊿ 8.65%
 ㊿ 8.64%
 ㊿ 8.63%
 ㊿ 8.62%
 ㊿ 8.61%
 ㊿ 8.60%
 ㊿ 8.59%
 ㊿ 8.58%
 ㊿ 8.57%
 ㊿ 8.56%
 ㊿ 8.55%
 ㊿ 8.54%
 ㊿ 8.53%
 ㊿ 8.52%
 ㊿ 8.51%
 ㊿ 8.50%
 ㊿ 8.49%
 ㊿ 8.48%
 ㊿ 8.47%
 ㊿ 8.46%
 ㊿ 8.45%
 ㊿ 8.44%
 ㊿ 8.43%
 ㊿ 8.42%
 ㊿ 8.41%
 ㊿ 8.40%
 ㊿ 8.39%
 ㊿ 8.38%
 ㊿ 8.37%
 ㊿ 8.36%
 ㊿ 8.35%
 ㊿ 8.34%
 ㊿ 8.33%
 ㊿ 8.32%
 ㊿ 8.31%
 ㊿ 8.30%
 ㊿ 8.29%
 ㊿ 8.28%
 ㊿ 8.27%
 ㊿ 8.26%
 ㊿ 8.25%
 ㊿ 8.24%
 ㊿ 8.23%
 ㊿ 8.22%
 ㊿ 8.21%
 ㊿ 8.20%
 ㊿ 8.19%
 ㊿ 8.18%
 ㊿ 8.17%
 ㊿ 8.16%
 ㊿ 8.15%
 ㊿ 8.14%
 ㊿ 8.13%
 ㊿ 8.12%
 ㊿ 8.11%
 ㊿ 8.10%
 ㊿ 8.09%
 ㊿ 8.08%
 ㊿ 8.07%
 ㊿ 8.06%
 ㊿ 8.05%
 ㊿ 8.04%
 ㊿ 8.03%
 ㊿ 8.02%
 ㊿ 8.01%
 ㊿ 8.00%
 ㊿ 7.99%
 ㊿ 7.98%
 ㊿ 7.97%
 ㊿ 7.96%
 ㊿ 7.95%
 ㊿ 7.94%
 ㊿ 7.93%
 ㊿ 7.92%
 ㊿ 7.91%
 ㊿ 7.90%
 ㊿ 7.89%
 ㊿ 7.88%
 ㊿ 7.87%
 ㊿ 7.86%
 ㊿ 7.85%
 ㊿ 7.84%
 ㊿ 7.83%
 ㊿ 7.82%
 ㊿ 7.81%
 ㊿ 7.80%
 ㊿ 7.79%
 ㊿ 7.78%
 ㊿ 7.77%
 ㊿ 7.76%
 ㊿ 7.75%
 ㊿ 7.74%
 ㊿ 7.73%
 ㊿ 7.72%
 ㊿ 7.71%
 ㊿ 7.70%
 ㊿ 7.69%
 ㊿ 7.68%
 ㊿ 7.67%
 ㊿ 7.66%
 ㊿ 7.65%
 ㊿ 7.64%
 ㊿ 7.63%
 ㊿ 7.62%
 ㊿ 7.61%
 ㊿ 7.60%
 ㊿ 7.59%
 ㊿ 7.58%
 ㊿ 7.57%
 ㊿ 7.56%
 ㊿ 7.55%
 ㊿ 7.54%
 ㊿ 7.53%
 ㊿ 7.52%
 ㊿ 7.51%
 ㊿ 7.50%
 ㊿ 7.49%
 ㊿ 7.48%
 ㊿ 7.47%
 ㊿ 7.46%
 ㊿ 7.45%
 ㊿ 7.44%
 ㊿ 7.43%
 ㊿ 7.42%
 ㊿ 7.41%
 ㊿ 7.40%
 ㊿ 7.39%
 ㊿ 7.38%
 ㊿ 7.37%
 ㊿ 7.36%
 ㊿ 7.35%
 ㊿ 7.34%
 ㊿ 7.33%
 ㊿ 7.32%
 ㊿ 7.31%
 ㊿ 7.30%
 ㊿ 7.29%
 ㊿ 7.28%
 ㊿ 7.27%
 ㊿ 7.26%
 ㊿ 7.25%
 ㊿ 7.24%
 ㊿ 7.23%
 ㊿ 7.22%
 ㊿ 7.21%
 ㊿ 7.20%
 ㊿ 7.19%
 ㊿ 7.18%
 ㊿ 7.17%
 ㊿ 7.16%
 ㊿ 7.15%
 ㊿ 7.14%
 ㊿ 7.13%
 ㊿ 7.12%
 ㊿ 7.11%
 ㊿ 7.10%
 ㊿ 7.09%
 ㊿ 7.08%
 ㊿ 7.07%
 ㊿ 7.06%
 ㊿ 7.05%
 ㊿ 7.04%
 ㊿ 7.03%
 ㊿ 7.02%
 ㊿ 7.01%
 ㊿ 7.00%
 ㊿ 6.99%
 ㊿ 6.98%
 ㊿ 6.97%
 ㊿ 6.96%
 ㊿ 6.95%
 ㊿ 6.94%
 ㊿ 6.93%
 ㊿ 6.92%
 ㊿ 6.91%
 ㊿ 6.90%
 ㊿ 6.89%
 ㊿ 6.88%
 ㊿ 6.87%
 ㊿ 6.86%
 ㊿ 6.85%
 ㊿ 6.84%
 ㊿ 6.83%
 ㊿ 6.82%
 ㊿ 6.81%
 ㊿ 6.80%
 ㊿ 6.79%
 ㊿ 6.78%
 ㊿ 6.77%
 ㊿ 6.76%
 ㊿ 6.75%
 ㊿ 6.74%
 ㊿ 6.73%
 ㊿ 6.72%
 ㊿ 6.71%
 ㊿ 6.70%
 ㊿ 6.69%
 ㊿ 6.68%
 ㊿ 6.67%
 ㊿ 6.66%
 ㊿ 6.65%
 ㊿ 6.64%
 ㊿ 6.63%
 ㊿ 6.62%
 ㊿ 6.61%
 ㊿ 6.60%
 ㊿ 6.59%
 ㊿ 6.58%
 ㊿ 6.57%
 ㊿ 6.56%
 ㊿ 6.55%
 ㊿ 6.54%
 ㊿ 6.53%
 ㊿ 6.52%
 ㊿ 6.51%
 ㊿ 6.50%
 ㊿ 6.49%
 ㊿ 6.48%
 ㊿ 6.47%
 ㊿ 6.46%
 ㊿ 6.45%
 ㊿ 6.44%
 ㊿ 6.43%
 ㊿ 6.42%
 ㊿ 6.41%
 ㊿ 6.40%
 ㊿ 6.39%
 ㊿ 6.38%
 ㊿ 6.37%
 ㊿ 6.36%
 ㊿ 6.35%
 ㊿ 6.34%
 ㊿ 6.33%
 ㊿ 6.32%
 ㊿ 6.31%
 ㊿ 6.30%
 ㊿ 6.29%
 ㊿ 6.28%
 ㊿ 6.27%
 ㊿ 6.26%
 ㊿ 6.25%
 ㊿ 6.24%
 ㊿ 6.23%
 ㊿ 6.22%
 ㊿ 6.21%
 ㊿ 6.20%
 ㊿ 6.19%
 ㊿ 6.18%
 ㊿ 6.17%
 ㊿ 6.16%
 ㊿ 6.15%
 ㊿ 6.14%
 ㊿ 6.13%
 ㊿ 6.12%
 ㊿ 6.11%
 ㊿ 6.10%
 ㊿ 6.09%
 ㊿ 6.08%
 ㊿ 6.07%
 ㊿ 6.06%
 ㊿ 6.05%
 ㊿ 6.04%
 ㊿ 6.03%
 ㊿ 6.02%
 ㊿ 6.01%
 ㊿ 6.00%
 ㊿ 5.99%
 ㊿ 5.98%
 ㊿ 5.97%
 ㊿ 5.96%
 ㊿ 5.95%
 ㊿ 5.94%
 ㊿ 5.93%
 ㊿ 5.92%
 ㊿ 5.91%
 ㊿ 5.90%
 ㊿ 5.89%
 ㊿ 5.88%
 ㊿ 5.87%
 ㊿ 5.86%
 ㊿ 5.85%
 ㊿ 5.84%
 ㊿ 5.83%
 ㊿ 5.82%
 ㊿ 5.81%
 ㊿ 5.80%
 ㊿ 5.79%
 ㊿ 5.78%
 ㊿ 5.77%
 ㊿ 5.76%
 ㊿ 5.75%
 ㊿ 5.74%
 ㊿ 5.73%
 ㊿ 5.72%
 ㊿ 5.71%
 ㊿ 5.70%
 ㊿ 5.69%
 ㊿ 5.68%
 ㊿ 5.67%
 ㊿ 5.66%
 ㊿ 5.65%
 ㊿ 5.64%
 ㊿ 5.63%
 ㊿ 5.62%
 ㊿ 5.61%
 ㊿ 5.60%
 ㊿ 5.59%
 ㊿ 5.58%
 ㊿ 5.57%
 ㊿ 5.56%
 ㊿ 5.55%
 ㊿ 5.54%
 ㊿ 5.53%
 ㊿ 5.52%
 ㊿ 5.51%
 ㊿ 5.50%
 ㊿ 5.49%
 ㊿ 5.48%
 ㊿ 5.47%
 ㊿ 5.46%
 ㊿ 5.45%
 ㊿ 5.44%
 ㊿ 5.43%
 ㊿ 5.42%
 ㊿ 5.41%
 ㊿ 5.40%
 ㊿ 5.39%
 ㊿ 5.38%
 ㊿ 5.37%
 ㊿ 5.36%
 ㊿ 5.35%
 ㊿ 5.34%
 ㊿ 5.33%
 ㊿ 5.32%
 ㊿ 5.31%
 ㊿ 5.30%
 ㊿ 5.29%
 ㊿ 5.28%
 ㊿ 5.27%
 ㊿ 5.26%
 ㊿ 5.25%
 ㊿ 5.24%
 ㊿ 5.23%
 ㊿ 5.22%
 ㊿ 5.21%
 ㊿ 5.20%
 ㊿ 5.19%
 ㊿ 5.18%
 ㊿ 5.17%
 ㊿ 5.16%
 ㊿ 5.15%
 ㊿ 5.14%
 ㊿ 5.13%
 ㊿ 5.12%
 ㊿ 5.11%
 ㊿ 5.10%
 ㊿ 5.09%
 ㊿ 5.08%
 ㊿ 5.07%
 ㊿ 5.06%
 ㊿ 5.05%
 ㊿ 5.04%
 ㊿ 5.03%
 ㊿ 5.02%
 ㊿ 5.01%
 ㊿ 5.00%
 ㊿ 4.99%
 ㊿ 4.98%
 ㊿ 4.97%
 ㊿ 4.96%
 ㊿ 4.95%
 ㊿ 4.94%
 ㊿ 4.93%
 ㊿ 4.92%
 ㊿ 4.91%
 ㊿ 4.90%
 ㊿ 4.89%
 ㊿ 4.88%
 ㊿ 4.87%
 ㊿ 4.86%
 ㊿ 4.85%
 ㊿ 4.84%
 ㊿ 4.83%
 ㊿ 4.82%
 ㊿ 4.81%
 ㊿ 4.80%
 ㊿ 4.79%
 ㊿ 4.78%
 ㊿ 4.77%
 ㊿ 4.76%
 ㊿ 4.75%
 ㊿ 4.74%
 ㊿ 4.73%
 ㊿ 4.72%
 ㊿ 4.71%
 ㊿ 4.70%
 ㊿ 4.69%
 ㊿ 4.68%
 ㊿ 4.67%
 ㊿ 4.66%
 ㊿ 4.65%
 ㊿ 4.64%
 ㊿ 4.63%
 ㊿ 4.62%
 ㊿ 4.61%
 ㊿ 4.60%
 ㊿ 4.59%
 ㊿ 4.58%
 ㊿ 4.57%
 ㊿ 4.56%
 ㊿ 4.55%
 ㊿ 4.54%
 ㊿ 4.53%
 ㊿ 4.52%
 ㊿ 4.51%
 ㊿ 4.50%
 ㊿ 4.49%
 ㊿ 4.48%
 ㊿ 4.47%
 ㊿ 4.46%
 ㊿ 4.45%
 ㊿ 4.44%
 ㊿ 4.43%
 ㊿ 4.42%
 ㊿ 4.41%
 ㊿ 4.40%
 ㊿ 4.39%
 ㊿ 4.38%
 ㊿ 4.37%
 ㊿ 4.36%
 ㊿ 4.35%
 ㊿ 4.34%
 ㊿ 4.33%
 ㊿ 4.32%
 ㊿ 4.31%
 ㊿ 4.30%
 ㊿ 4.29%
 ㊿ 4.28%
 ㊿ 4.27%
 ㊿ 4.26%
 ㊿ 4.25%
 ㊿ 4.24%
 ㊿ 4.23%
 ㊿ 4.22%
 ㊿ 4.21%
 ㊿ 4.20%
 ㊿ 4.19%
 ㊿ 4.18%
 ㊿ 4.17%
 ㊿ 4.16%
 ㊿ 4.15%
 ㊿ 4.14%
 ㊿ 4.13%
 ㊿ 4.12%
 ㊿ 4.11%
 ㊿ 4.10%
 ㊿ 4.09%
 ㊿ 4.08%
 ㊿ 4.07%
 ㊿ 4.06%
 ㊿ 4.05%
 ㊿ 4.04%
 ㊿ 4.03%
 ㊿ 4.02%
 ㊿ 4.01%
 ㊿ 4.00%
 ㊿ 3.99%
 ㊿ 3.98%
 ㊿ 3.97%
 ㊿ 3.96%
 ㊿ 3.95%
 ㊿ 3.94%
 ㊿ 3.93%
 ㊿ 3.92%
 ㊿ 3.91%
 ㊿ 3.90%
 ㊿ 3.89%
 ㊿ 3.88%
 ㊿ 3.87%
 ㊿ 3.86%
 ㊿ 3.85%
 ㊿ 3.84%
 ㊿ 3.83%
 ㊿ 3.82%
 ㊿ 3.81%
 ㊿ 3.80%
 ㊿ 3.79%
 ㊿ 3.78%
 ㊿ 3.77%
 ㊿ 3.76%
 ㊿ 3.75%
 ㊿ 3.74%
 ㊿ 3.73%
 ㊿ 3.72%
 ㊿ 3.71%
 ㊿ 3.70%
 ㊿ 3.69%
 ㊿ 3.68%
 ㊿ 3.67%
 ㊿ 3.66%
 ㊿ 3.65%
 ㊿ 3.64%
 ㊿ 3.63%
 ㊿ 3.62%
 ㊿ 3.61%
 ㊿ 3.60%
 ㊿ 3.59%
 ㊿ 3.58%
 ㊿ 3.57%
 ㊿ 3.56%
 ㊿ 3.55%
 ㊿ 3.54%
 ㊿ 3.53%
 ㊿ 3.52%
 ㊿ 3.51%
 ㊿ 3.50%
 ㊿ 3.49%
 ㊿ 3.48%
 ㊿ 3.47%
 ㊿ 3.46%
 ㊿ 3.45%
 ㊿ 3.44%
 ㊿ 3.43%
 ㊿ 3.42%
 ㊿ 3.41%
 ㊿ 3.40%
 ㊿ 3.39%
 ㊿ 3.38%
 ㊿ 3.37%
 ㊿ 3.36%
 ㊿ 3.35%
 ㊿ 3.34%
 ㊿ 3.33%
 ㊿ 3.32%
 ㊿ 3.31%
 ㊿ 3.30%
 ㊿ 3.29%
 ㊿ 3.28%
 ㊿ 3.27%
 ㊿ 3.26%
 ㊿ 3.25%
 ㊿ 3.24%
 ㊿ 3.23%
 ㊿ 3.22%
 ㊿ 3.21%
 ㊿ 3.20%
 ㊿ 3.19%
 ㊿ 3.18%
 ㊿ 3.17%
 ㊿ 3.16%
 ㊿ 3.15%
 ㊿ 3.14%
 ㊿ 3.13%
 ㊿ 3.12%
 ㊿ 3.11%
 ㊿ 3.10%
 ㊿ 3.09%
 ㊿ 3.08%
 ㊿ 3.07%
 ㊿ 3.06%
 ㊿ 3.05%
 ㊿ 3.04%
 ㊿ 3.03%
 ㊿ 3.02%
 ㊿ 3.01%
 ㊿ 3.00%
 ㊿ 2.99%
 ㊿ 2.98%
 ㊿ 2.97%
 ㊿ 2.96%
 ㊿ 2.95%
 ㊿ 2.

17. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

(1) 地域医療を見える化したデータベースの活用及び地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえたエビデンスに基づく意見発信

➤地域医療を見える化したデータベースの活用

「島根支部における医療費の状況と傾向（平成28年度分）」において、市町村単位での統計・分析を実施し、市町村宛てに送付した。

➤地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえたエビデンスに基づく意見発信

各圏域で開催される地域医療構想調整会議の場において、圏域ごとの課題を把握した上で、分析で得た傾向を踏まえて、保険者の立場から意見発信を行った。

(2) 島根大学との連携による分析事業の実施

➤島根大学人間科学部研究倫理委員会へ委員として参加

➤人間科学部との事業連携に向けた議論

健康経営の効果検証やモデル事業の策定に向けて打合せを実施

(3) 島根県との連携による分析事業の実施

➤島根県への健診結果データの提供

匿名化加工したデータの提供に向けて、島根県と調整中。

データを分析して活用することで地域ごとの健康課題を明確にし、適切な対応方法を検証していく。